$\bigcirc$ 金 融 庁 告 示 第

号

銀 行 法 韶 和 五. 十六年 法律第五 十九号) 第十四条の二の規定に基づき、 銀行法第十四条の二の規定に基づ

き、 銀 行 が そ 0 経営の 健 全性を 判 断するため の基準として定め )る流動: 性に係る る 健全性 を判り 断 するため  $\mathcal{O}$ 基 潍

を次  $\mathcal{O}$ ように 定  $\Diamond$ る。

平 成二十六 年

月

日

金融 庁 長官 細 溝 清史

銀 行 法第十 匹 一条の二 **(**) 規定に基づき、 銀行 がその経営の健全性を判断 する ため 0 基準として定める流

動 性 に 係 る 健 全性 を判 断 す っるた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 基 潍

目 次

第 章 定 義 (第一 条)

第二 章 連結 流 動 性 力 バ レ ッジ 比率 (第二条

第七条)

第三 章 単 体 流 動 性 力 バ レ ツ ジ 比 率 (第八条)

第四 章 適 格 流 動 資 産

第一節 流動資産の定義 (第九条—第十三条)

第二節 運用上の要件 (第十四条—第十七条)

第五章 資金流出

第一節 資金流出額 (第十八条)

第二節 リテ ] ル 無 担 保資 金 調達 に 係る資金流 出額 (第十九条

第三節 ホ ] ル セー ル 無担 保 資金調 達に係る資金流 出額 (第二十六条-―第三十一条)

第二十五条)

第 兀 節 有 担 保資 金 調 達等 に 係る資 金流 出 額 (第三十二条・第三十三条)

第 五 節 デリ バ テ イ ブ 取 引等 に係 る資 金 流 出 額 (第三十四 条 第四 十四 条)

第六 節 資 金 調 達 プ 口 グラ A に係 る 資 金 流 出 額 (第四十 五. 条

第 七 節 与信 • 流 動 性 ファ シ リテ イに係る資金流 出 額 (第四 十六条・第四十七条)

第 八 節 資 金 提 供 義 務に基づく資 金 流 出 額 ( 第 兀 十八 条

第 九 節 偶 発 事 象 12 係 る資 金 流 出 額 ( 第 匹 + 九 条 第五十三条

第 + 節 そ  $\mathcal{O}$ 他 資 金 流 出 額 ( 第 五. + 兀 条 -第六十

<u>糸</u>

### 第六 章 資 金流 入

第 節 資金 流入額 (第六十一条)

第二節 有担 保資 金 運 用等 に 係る資金流 入額 (第六十二条・第六十三条)

第三節 貸 付 金 等  $\mathcal{O}$ 口 収 に 係 る資 金流 入 額 (第六十 匹 条 第六十五

第 匹 節 有 価 証 券償 還 に係る 資金 流 入 額 第六十六条)

第 五節 デリバテ イブ 取引等に係る資金流入額 (第六十七条)

第六節 その 他資 金流 入額 (第六十八条 第七十三条)

### 附則

#### 第 章 定 義

第 条 この告示 において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

定する子法 連結子法 人等 銀 行  $\mathcal{O}$ 子 法 人等 (銀行) 法 施行令 (昭 和 五. 十七: 年政令第四十号) 第四 条の二 第二項に 規

人等をい

う。

以 下

同じ。

であ

って、

銀行法質

第

+

匝

条

の 二

 $\mathcal{O}$ 

規

定に基づき、

銀

行

が

そ

 $\mathcal{O}$ 

保

有

す る資 産等 に 照らした 自 1己資· 本  $\mathcal{O}$ 充実の状 況が き適当で ある かどう カン · を 判 断 す Ź た 8)  $\mathcal{O}$ 基準 平 成 + 八 年 金

融 庁告 示第十九号。 以 下 自 己資本比率告示」 という。) 第二条に規定する銀行の 連結自己資本比率  $\mathcal{O}$ 

算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。

の算出の際に基準とする日をいう。

基準

日

次条に

規定す

Ź

連

結流

動

性

力

バ

レ

ツ

ジ

比率

文は

第八条に規定する単体

流

動

性

カバ

V

ッジ

比

率

 $\equiv$ 

適格

レ

べ

ル

1

資 産

レ

べ

ル

1 資

産

(第九条第一

項に規定する

レベ

ル

1資産をいう。

第六号に

お

いて

同

に 該当するものであ 0 て、 運 用上の要件を満たす もの を う。

兀 適 格 レ べ ル 2 A 資 産 レ べ ル 2 A 資産 (第十条第一 項 に規定するレ ベ ル 2 A資産をいう。 第六号に

1 て同 ľ に · 該当· するも  $\mathcal{O}$ であ って、 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要 件 を 満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 う。

五. 適 格 V べ ル 2 В 資 産 レ べ ル 2 В 資産 第十一 条 第 項 に規 定す る レベ ル 2 В 資産をいう。 次号にお

11 て同 に 該当するもの であ って、 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要件, を満 たす もの をいう。

六 流 動 資 産 V べ ル 1 資産、 レ べ ル 2 A 資 産 及び レ ベ ル 2 В 資 産 を総 称 L た t  $\mathcal{O}$ をいう。

七 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要 件 第 + 五 条 に !規定 する自 由 処 分性、 第十六条に規定する管 理  $\mathcal{O}$ 適 正 性 及 父び第十. 七 条に規

定する自由移動性をいう。

な

八 有 価 証 券 金 融 商 品 取引 法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第一 項に規定する 有 価 証券及び 同

条 第二 項 の規定により有価 証 券とみなされる権利並 びに 譲 渡性 預 金 (金融 商品 取 引法 施 行令 (昭 和四 +

年 政令第三百二十一号) 第一 条第一 号に規定す Ś 譲 渡 性 預 金を *(* ) う。 第 匹 + 号にお **,** \ て同 を

う。

九 中 央 銀 行等 日本 銀 行及 び外国中 央銀 行 等 日 本 銀 行 法 (平成 九 年法律 L第八十. ·九号) 第四十 · 条 第 項

に 規 定する外国中央銀行等をいう。 第三十三条に おい 、 て 同 をい う。

+ レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 担 保 付 きで行う有 価 証 券 の貸借 取 引 及び 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 買 戻 文は 売戻条件 付 売買その

他 れ 5 に 類 す Ź Ł  $\mathcal{O}$ 中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達 を除り <u>\</u> を 7 う。

+ -中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達 中 央 銀 行 等 との 間 で 行 わ れ る 担保 付きで行う有 価 証 券  $\widetilde{\mathcal{O}}$ (貸借) 取 引 及 び 有

価 証 券 0 買 戻 又は売 戻条件付 売買その他これ らに類するもの (有価証券に該当し な 1 **、** 資 産を用 V) る取 引

を含む。)をいう。

相

手方

から受け入れ

てい

る資

産を

7

う。

受入 資 産 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又 は 中 -央銀 行 有担 保資金 調 達 に お į, て、 銀行 |又は連 結 子法 人等が 取

引

十三 差入資産 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又は中央銀行有担 保資金 調達において、 銀 行 又は連結子法人等が取引

相 手方に差し 入れて 1 る資 産 をい う。

十四四 流 動 資産 格 べ ル 1 資 産、 格レ ベ ル 産及び 格 レベ ル 産を総称

適

2 A 資

適

2 В

資

L

たものを

1 う。

適

格

適

レ

十五 銀 行 券 日 本銀 行 法第四· 十六条第二 項に規定する日本銀行券及び外国  $\overline{\mathcal{O}}$ 銀行券をいう。

十六 中央政 府 日 本 政 府及び外国政 が府を いう。

十七 中 ·央政 府 以 外  $\mathcal{O}$ 公 共 部 門 次に 掲げ Ź **,** \ ず ħ か に該当する者をいう。

1 我 が 玉  $\mathcal{O}$ 地 方 公 共 寸 体

口 地 方 公共 寸 体 金 融 機 構

ハ 我 が 玉  $\mathcal{O}$ 政 /府関 係 機関 (自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関をい

う。

二 土 地 開 発 公社

ホ 地 方 住 宅 供 給公社

## へ 地方道路公社

1 外 国 の中央政府以外の公共部門 (自己資本比率告示第一条第三十六号へに規定する外国の中央政府

以外の公共部門をいう。)

十八 リス ク • ウ エ 1 1 自己資 本 比率告示第六章第二節 に定める標準的 手法 (自己資本比率告示第 一条

第 八号に規定する標準 的手法をいう。 におけるリスク・ウェ イトをいう。

十九 金 融 機関等 金融機関 (自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関をいう。) 若しくはこ

れ に準ずる外国の者又は金融業、 保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者 (これに

準 ずる外国 の者を含み、 流動 姓に係 るリスク管 理  $\mathcal{O}$ 観 点 カン ら重要性 が 低 , , と認められる者を除く。) を

いう。

子会社 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。

次号に において 「財務 諸表等規則」 という。) 第八条第三項に規定する子会社をいう。

<u>-</u>+ 関 連会社 財 務 諸表等規則 第 八条第一 五 一項に 規 定する関 逐連会社 をいう。

流動 性 ストレ ス 時 銀行若 しくは連結子法人等固有又は市場全体の要因 により、 銀行又は 連結子

法 人 等  $\dot{O}$ 資 金  $\mathcal{O}$ 流出 「及び資 金 一調達: 能 力の 低下 が 顕著 な規模で生じてい る状態が 継続する場合をいう。

デリバテ イブ 取引等 金融 商 品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバテ イブ取る 引 同 条

第二十二項に規定する店頭デリバテ イブ 取引及び 同 条第二十三項に規定す る外国 市 ・場デリバ テ 1 ブ 取 引

その 他これ 5 に 類 す る ŧ  $\mathcal{O}$ ( 選 択 権 付 債 券 売 買 **金** 融 商 品 取 引 業 等 に 関 す る内 閣 府 令 平 成 + 九 年 内

閣

府 令第五· 十二号) 第百 |八条| 第 項第 九号に規定す る選択: 権 付 債 券売買をいう。 )を含む。) を 1 う。

一 十 四 担 保 掛 目 デリバテ 1 · ブ 取 引等に係る契約 に おける担 保 又はレ ポ 形式 の取引等若しくは 中 -央銀 行

有 担 保 資 金調 達 に係 る契約 に おけ る差入資産若しくは受入資 産  $\mathcal{O}$ 種 類ごとに契約 に お **\**\ て定  $\Diamond$ 5 れ た料

率 で あ 0 て、 資 産  $\mathcal{O}$ 時 価 又 は 額 面 額 に乗じることで当該契約 に お け る担 保 価 値 を算 出 す るた  $\Diamond$ 0 ŧ  $\mathcal{O}$ を

いう。

一 十 五 適 格格 付機関 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 銀行がその保有する資産等に照ら 自己資

本  $\mathcal{O}$ 充 実  $\mathcal{O}$ 状 況が適 過当である る かどう か を判 断す Ś ため  $\mathcal{O}$ 基準 <del>;</del> に基づき、 金融 庁 長官が 别 に定 8) る格 付

機 関 及 び 適 格 格 付 機 関  $\mathcal{O}$ 格 付 に 対 応 する ŧ のとし て 別 に 定 め る 区 分 平 成 十 九 年 · 金融· 庁告示第二十八号。

以 下 「適 格 格 付 機関 告示」という。) 第二条各号に掲げ 、る格付が 機関 をいう。

二十六 長 期 個 别 格付 適格 格付機関 により特定の債務に付与された格付 (非 依 頼格付を除く。) であ 0

て、 期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超える債務が履行される確 実

性を示すものをいう。

十七 短 期 個 別 格 付 適格 格 付 機関 により特 定 の債務に付与され た格付 (非依) 頼 格付を除 で あ 0

て、 期限 が一 年又はこれに準ずるものとし て適格な 格 付 機関 が定め る期間を超えない 債務が履行される確

実性を示すものをいう。

一十八 個 別格 付 長 期 個別 格付及び短期 個 別格付を総称したものをいう。

一十九 債 務者 信 用 力 格 付 適 格格 付 機関 に ょ り付 与され た債務者  $\mathcal{O}$ 般的 な返 済 能 力 に関 する格 闩 非

依 頼 格 付 及び 期 限 が 年又は これ に 準ずるものとして適格 格付機 関が 定 め る期間 を超えな 1 債 務 が 履 行

される確実性を示すものを除く。)をいう。

三十 カ バ ド ボンド 次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

1 法令 に基 一づき、 その保有者を保護するために中央政府、 中央銀行等又は中央政府 以外の公共部門の

監督に服していること。

法令に基づき、 その 発行代わり金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められ

るものであること。

口

(1) 当該債券が有効に存在してい る間、 これに付 随する請求権 を補塡することが 7可能 であること。

(2)当該 債 券  $\mathcal{O}$ 発 行者に 債 務不履 行が生じた場合には、 当該債 券の 元 本及び利息を優 先的 に返済する

ために用いることが可能であること。

コ 7 シシ ヤル • ] パ ] 金 融 商 品 取引業等に関する内閣府令第百七十七条第一項第四号イに規

定するコ マ シ ヤル • ーパ ーその 他これに類するもの (外国において発行されたものを含む。) を

う。

三十二 過去の 流 動性 ストレ ス 期 過 と去にお 7 て発生した状況であって、 流動 性 ストレ ス時に準ずるも

が三十日間継続していた場合をいう。

三十三 過去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス 1 レ ス 期 過 去  $\mathcal{O}$ 流 動 性 ストレ ス 期 のうち、 市場 における流 動 性 の逼 追が 顕

著な規模で生じていたと認められるものをいう。

三十四四 内 部 格 付手法 自己資本比率 告示第一条第十二号に規定する内部格付手法をいう。

三十五 内 部 格 付手法採用行 自己資本比率告示第一条第三号に規定する内 ]部格付 手法採用行をいう。

三十六 Ъ U 自己資本比率告示第一 条第四· 十八号に規定する P D をい う。

三十七 金 融 商 묘 金 融 資産 金融 負 債及びデリバ テ イブ 取 引等 に係る契約 を総 称 L たも 0 をいう。

三十八 住 宅 口 ン 債 権 債 務 着が 自 己 居 住 目 的 又 は 賃 貸 に 供 す る目 的 で土 地 又 は 住 宝を購 入す る際 に必

要とする資金の貸付けに係る債権をいう。

三十九 資 産 証 游化商<sup>1</sup> 品品 等 金 融 商 品 取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する

資 産 証 一券化: 商 品 及び 同号へ 又はトに · 掲 げ る要件を満 たす も の 並び にこれらに準ずる性質を有す る金融 商

品をいう。

四十 住 宅 口 ] 担保 証 券 資産 証 一券化商 品等であ って、 住宅口 ] -ン債権 を原資産 金 融 商 品品 取 引業等 に

関 す る内 閣 府 令第二百九十五条第三項第一号イ<br />
①に規定する原資産をいう。) とするものその他 ここれ に

類するものをいう。

兀 十 預 金等 預 金 保 険 法 昭昭 和 匹 + 六 年法 律第三十四号) 第二条第二項に規定する預金等その他これ

に類するもの(譲渡性預金に該当するものを除く。)をいう。

四十二 リテー ル 預金 個 人 (個 人事業者 (消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号) 第二条第二項に

規定する事業者である個人をいう。 次号において同じ。)を除く。 以下同じ。)から受け入れた預 金等

をいう。

兀 十三 事 業 法 人等 法 人、 個 人事 業者その他これらに準ずるもの (法 人でない 社 団又は 財 団 を含み、 金

融機関等に該当するものを除く。)をいう。

四 十 四 中 小企業等 銀行又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であって、

に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。

1 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等 が 当該 事 業法 人等に 対 して信用 用 供 与等 **企**資 金  $\mathcal{O}$ 貸 付 け、 社 債  $\mathcal{O}$ 引受け、 デリ

テ 1 ブ 取 引等そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 方 法に ょ る信 用 供 与 又 は 出 資 をいう。 以下この号に . お 1 て同じ。 ) を 行 って

お ŋ, か 当該信 用供与等が、 次の (1) 又は20に掲げる銀行の区分に応じ、 当該 (1)又は(2)に定めるも

のに該当するものであること。

(1) 内 部 格 付 手法: 採 用行 自己資本比率告示第 一条第四十号に規定するその他リテ ル 向 け エ クスポ

ージャー

次

(2)標 準 的 手 法 採 用 行 自 1己資本: 比率告示第一 条第十 号に規定す うる標準 的 手 法 採 用 行 を いう。 第十三

条 第 兀 項 に お 1 て同 自 己資本 · 比率 告 示第六 十八条第 項 0 中 小 企業等向 け エ クスポ ジ t

一(同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)

口

銀

行

又

は

連

結

子

法

人等

が

当該

事

業法

人 等

12

対

L

7

信

用

供

与等

を行

0

て

お

らず、

か

つ、

当

該

事

業

法

等 か 5 受け 入 れ た 預 金等 が 当 該 預 金等 نح 同 様  $\mathcal{O}$ 性 質 を有す る預金等 <u>خ</u> — 括 L て管理され てい ること。

兀 十五 中 小 企業等至 預 金 中 小 企 業等 から受け入 れ た預金等を 1 う。

兀 十六 負 債 性 有 価 証 券 社 債 券そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 金 銭 債 権 が 表 示された有 価 証 券 で あ って、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か

するものをいう。

1 基 準 日 か ら三十 日 を経 過 する 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済 文は 義 務  $\mathcal{O}$ 履 行 <u>П</u> 及び 第 五. 十 五 号に お 1 7

「債務の弁済等」という。)の日が到来するもの

口 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済 等  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 定 8 が な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ で あっ て、 債 権 者 が 債 務者に 対 ľ て 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済 等  $\mathcal{O}$ 請 求 を行

た場 合 基 潍 日 か ら三十 自 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 債 務 者 が 当該 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済 い等を行っ わ な け れ ば なら

ないことが契約において定められているもの

に

該

銀 行 又 は 連 結 子 法 人等 が 任 意 12 期 限 前 弁 済 等 (期 限 前 弁 済 期 限  $\mathcal{O}$ な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 12 0 7 て  $\mathcal{O}$ 弁 済 を含い

又 は 期 限 前 償 還 (期 限  $\mathcal{O}$ な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 償 (還を含) む。 を 1 う。 以 下 ハ 及び第 五. + 五. 号 ハ に お

1 て 同 じ。 を行 うことが できる ŧ  $\mathcal{O}$ 0 うち、 基 潍 日 か ら三十 日 を経 過 ずす Ź 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 期 限 前 弁 済

等 を 行 う蓋 然 性 が 高 1 と 認  $\Diamond$ 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

干 七 リテ ] ル 負 債 性 有 価 証 券 負 債 性 有 価 証 券 で あ って、 取 得 及び 保有できる者が 個 人 又は・ 中 小 企業

等に限定されるものをいう。

兀

四十八 リテ ] ル 無 担 保 資 金 調 達 リテ ] ル 預 金、 中 小 企 業等 預 金 文は リテ ル 負 債 性 有 価 証 券 に よ る資

金の調達をいう。

兀 + 九 預 金 保 護 保 険 金  $\mathcal{O}$ 支 払、 預 金等 債 権  $\mathcal{O}$ 買 取 り、 資 金  $\mathcal{O}$ 援 助、 政 府 に ょ る 保 証 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 方 法 に ょ

る預金等の保護をいう。

五 + 預 金 保 険 制 度 預 金 保 険 法  $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ き 預 金 保 険 機 構 が 実 施 す る 制 度 又 は 預 金等を受け 入れ る 金

融 機 関 等 が 預 金 等  $\mathcal{O}$ 払 戻 L を 停 止 L た場 合 に 預 金 保 護 を 行 う 外 玉  $\mathcal{O}$ 制 度 を 1 う。

五 + 安定 的 定 期 預 金 銀 行 又 は 連 結子 法 人等 が 受け 入 れ 7 1 る 預 金 等 で あ 0 て、 次  $\mathcal{O}$ *\* \ ず れ カ に 該 当

するものをいう。

1 基準 日 カン ら当該 預 金等に係る契約にお *(* ) て定める預入期間 の末日までの期間 が三十日を超えるも

であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 基 準 日 か ら三十 日 を 経 過 ず る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お 1 て、 法令又は当 該 預 金等 に 係 る契 約 に 基 き預

金

者等 ( 預 金者そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 預 金 等 に 、係るは 債 権者をいう。 以下こ の号及び 第二十条に お 7 て 同 が 当

該預 金等 の払戻 L )を請: 求することができない も の (当該期間 に お 7 て預金者等による払戻し 0 請 求

に実際に応じているものを除く。)

(2) 当 該 預 金 等 に 係 る契 約 に お *\* \ て、 預金者等が 当 該 預 金等  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を 解 約 しようとする場 合

に、 当 該 全 部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 解 約 に より 預 金者 等 に 生じ る損失を著し く 上 口 る 額  $\mathcal{O}$ 手 数料、 違約 金そ  $\mathcal{O}$ 

他これらに類するものの支払が求められるもの

口 預 入 期 間  $\mathcal{O}$ 定 めが なく、 か つ、 当 該 預 金等  $\mathcal{O}$ 払 戻 しを行う日 から一 定 期 間  $\widehat{(1)}$ 12 お 1 7 通 知 期 間

という。 前 ま で に 預 金 者等 か 5 払 戻 L  $\mathcal{O}$ 請 求 を 行 0 た 場 合 に 限 り 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 当 該 請

求 に応じることが当該預 金等 に 係 る契約 に定め 5 れて 7 るも  $\mathcal{O}$ であって、 次 0 *\* \ ず れ か に該当するも

 $\mathcal{O}$ 

(1)通 知 期 間 が三十日を超える預金等であっ て、 通 知 期 間 より 前に 預 金者等が 預金等  $\mathcal{O}$ 払 戻 L  $\mathcal{O}$ 請 求

を行 わ な 7) 限 り、 法令 又 は 当 該 預金等 に係 る 契約 に 基づ き 預 (金者等) が 当 該 預 金等  $\mathcal{O}$ 払 戻 L を受け る

ことが 等  $\mathcal{O}$ 払 で 戻 きな L  $\mathcal{O}$ 請 1 求 ŧ を  $\mathcal{O}$ 行 法 0 た 令 日  $\mathcal{O}$ か 規 定 ら三十 又 は 当 日 を 該 経 預 過す 金等 る に 係 日 ま る 契 で  $\mathcal{O}$ 約 間  $\mathcal{O}$ 定 に お  $\Diamond$ 12 1 7 か 預 カン 金者等 わ 5 ず、 に よる 預 金 払 者 等 戻 L が  $\mathcal{O}$ 預 請 金

求に実際に応じているものを除く。)

(2) イ(2)に掲げるもの

五 十二 IJ テ 1 ル 安 定 的 定 期 預 金 リテ ] ル 預 金  $\mathcal{O}$ うち 安定 的 定 期 預 金 に 該当する Ł  $\mathcal{O}$ を

五. 十三 中 小 企 業 等 安 定 的 定 期 預 金 中 小 企 業等 預 金  $\mathcal{O}$ う 5 安定 的 定 期 預 金 に 該 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を う。

五. + 兀 ホ ル セ ル 資 金 調 達 個 人 又 は 中 小 企業 等以 外 0 主 存 に 対 す る債務若 しくは 義務 (デリバ テ 1

ブ 取 引 等 に 関 す Ź 義 務 を除 < 又 は 負 債 性 有 価 証 券 (J テ ĺ ル 負 債 性 有 価 証 一券を除る に基づく資

金の調達をいう。

五 +五. ホ ル セ ] ル 無 担 保 資 金 調 達 ホ ル セ ル 資 金 調 達  $\mathcal{O}$ 5 5 次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か に 該 当するも  $\mathcal{O}$ シ

ポ

形 式 0) 取 引等 又は中央銀行 有 担保 資 金調 達 に該当するものを除く。) をいう。

1 基準 日 カン ら三十 日 を経過する日 まで 、 の 間 に 債務  $\mathcal{O}$ 弁済等  $\dot{O}$ 日 が 到 来す くる も

口 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済等  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ が な *\* \ もので あっ て、 債権. 者 が 債 務 者 に 対 L 7 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済等  $\mathcal{O}$ 請 求 なを行

た場合に、 基 準 日 か ら三十 白 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 債 務 者 が 当 該 債 務  $\mathcal{O}$ 弁 済等 を行 わ な け れ ば な 5

ないことが契約において定められているもの

銀行 又は 連結子: 法 人等が 任意 に 期 限 前 弁済等を行うことができるもののうち、 基準日から三十日

経 過 す る日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に期 限 前 弁 済等を行う蓋然性 が 高 **\**\ と認  $\Diamond$ 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

五. 十 六 コ ル V ス 銀 行 業 務 他  $\mathcal{O}$ 金 融 機 関 等 か ら受け 入れ た 預 金等 に · つ V) て、 外 国 **[為替**] 取 引  $\mathcal{O}$ 決 済 0 た 8

の支払等を行う業務をいう。

五. 十 七 ファン K 金 融 商 品 取 引法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が 出資又は拠 出 をした金

銭 を充てて行う事業を営む事 業体その他これに準ずる者 (これらに準ずる外国 の者を含む。 をいう。

五. 十  $\mathcal{O}$ 八 間 で プライ 資 金 及 八び有 A ブ 価 証 口 券の貸借及び 力 レ ッジ 業 決済そ 務 大 規  $\mathcal{O}$ 模 他  $\mathcal{O}$ な 資 取 引を包括的 金  $\mathcal{O}$ 運 用 を 行 に行う業務をいう。 Š 取 引 相 手 方 (ファンドを含む。) と

を

五. 十 九 クリアリング業務 為替取引に関する業務のうち、 取引相手方に継続的 に生じる債権 及び 債務を

清算するために行うものをいう。

六十 力 ス トデ 1 - 業務 取引 相 手 方 が 取引に用い る有価 証 券の 保管及び管理 並びにこれらに付随する業務

を包括的に行う業務をいう。

六十一 丰 ヤ ツ シ ユ • 7 ネジメント業務 取引相手方の資金及び決済その他の 財務に関する包括的 な管 理

を行う業務をいう。

六十二 適格業務 銀 行 文は 連結子 法 人等が 取引 相 手 方から独立して行う特定業務 (前三号に規定す うる業

務 を総 称 L た t  $\mathcal{O}$ を 1 V. 第 五 + ·六号及 Ű 第 五 十八 、号に規・ 定する業務を除く。 以下この号にお **,** \ て同じ。

)のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

1 基準 日 か ら三十日を経過する日までの間に お \ \ て実際に行わ れるものであること。

口 当該 特定業務  $\mathcal{O}$ 部 又は 全部 が、 取 引 相 手方にとって不可欠であること。

ハ 当該 特 定 業務 12 係 る契 約 に 次 に 掲げ る 1 ず n か  $\mathcal{O}$ 事 項 が 定  $\Diamond$ 5 れていること。

(1) 取 引 相 手 方が 解約しようとする日の三十日 前 まで、 にその旨を通 知 し なければならない旨

(2)取引相 手方が 解約しようとする日 の三十月 前 までにその旨を通知することなく解約 しようとする

場合、 契約  $\mathcal{O}$ 相 手 方が、 多額  $\bigcirc$ 手数 料、 解 約 金そ  $\mathcal{O}$ 他 解 約 に 係る費用を支払 わ なけ れ ば ならな

六十三 オペ レ シ 彐 ナ ル 預 金 専 5 適 格 業 務に 関 連し て 開 設さ れ た 預 金 П 座 12 預 け 入 れ 5 れ た 預 金等

ホ ル セ ル 無担 保 資 金調 達 に該当する ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 であ って、 次に 掲 げ る要件  $\mathcal{O}$ 全 一てを満り たす ŧ  $\mathcal{O}$ 

をいう。

イ 適格業務を取引相手方が · 利用` する結果として残高 が維持され てい るものであること。

口 当 該 預 金等に係 る 契約 に 基づき生じる預 金利 息その 他  $\mathcal{O}$ 経 済的 利 益を得ることのみを目的 として預

け入れられたものでないこと。

ハ 口  $\mathcal{O}$ 経 済 的 利 益 を得ることの みを目的とし た預金等の 預入れを誘引するような内容が契約 に お 1 7

定められていないこと。

六十 匹 7 ] ジ ·貸 出 プライム・ ブ 口 力 V ツ ジ 業務 のうち、 資 金  $\mathcal{O}$ 借 り 手 が 借 り入れ た金銭 を用 \ \ \

購 入す る有 価 証 券を 資 金  $\mathcal{O}$ 貸 L 手 に 担 保 として供 する ŧ  $\mathcal{O}$ を う。

六十五 シ 日 1 ポジシ 彐 自己資· 本比. 率告示 第一 条第五十六号に規定するシ 彐 ] 1 ポ ジシシ 彐 ンを

いう。

六十六 カバ ] ド シ 日 1 ポ ジシ 日 銀行又は連結子法人等が 有価 証 券に係 るシ 彐 } ポ ジ シ 日

ン を充足す んるため に 当 該 有 価 証 券 を V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 無 担 保  $\mathcal{O}$ 借 入 に ょ 0 て 調 達 L 7 1 る 場 一合に お

け る当 該 シ 彐 1 ポ ジ シ 彐 ン を 形 成 す る 取 引 及 び 当 該 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 当 該 無 担 保  $\mathcal{O}$ 借 入 を 総

称

したものをいう。

六十七 相 . 対 ネ ツティ 、グ契約 同 の取引相手方との間で締結 してい る複数の契約のい ずれ か に お 1 7

債 務 不 履 行 又 は 解 約 が . 発生 L た場合に、 当 該 契 介約  $\mathcal{O}$ 全てを相殺 した上で決済を行うことを定め た契約 を

いう。

六十 八 才 リジ ネ タ ] 自 己 資 本 比率告 示 第一 条第六十 八号に規定するオリジ ネー タ ] を う。

六十 九 特 别 目 的 事 業 体 資 産  $\mathcal{O}$ 流 動 化 に関する法律 (平成十年法律第 百 五号) 第二条第三項に規定する

特 定 目 的 会社 そ  $\mathcal{O}$ 他 同 条第二 項に 規定す る資 産  $\mathcal{O}$ 流 動 化 に 係 る業務を行う事 業 体 を いう。

七十 仕 組 金 融 商 品 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等  $\mathcal{O}$ 大 規 模 な 資 金 調 達 に 用 1 5 れ る 金 融 商 品 で あ 0 力 バ ]

F ボ ン ド 及 び 資 産 証 券化 商 品等 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 金 銭 消 費貸借 契 約 に 比 して 複 雑 な 構 造を有り L て 1 ると認  $\Diamond$ 5

れるものをいう。

七 十 て 金銭 フ アシ 消 費貸借を成 リテ 1 立させることができる 銀 行 又は 連 結 子法 人等の 権 取 利 引 を 相 銀 手 行 方 又 は 0 意思 連 結 子 表示により、 法 人等 が 当 当 該 該 取 取 引 引 相 手 相 方 手 に 方 を借い 付 与す 主 る

ことを 約 L た 契 約 に 基 づ き、 当 該 取 引 相 手 方 が 当 該 権 利 を 行 使 L た 場 合 に 金 銭 を 貸 L 付 け る 銀 行 又 は 連

結 子 法 人 等  $\mathcal{O}$ 義 務 及 び 買 取 枠 に基 づ く手 形  $\mathcal{O}$ 買 取 り そ  $\mathcal{O}$ 他 れ 12 類す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 う。

七十二 流 動 性 フ アシ リティ ファシリテ イ のうち、 契約 に お 1 て定め 5 れ た資 金 調 達 手 段 (短 期 資 金  $\mathcal{O}$ 

調 達 を 主 たる 目的とす るも  $\mathcal{O}$ に限 る。 に 基づ 1 7 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等  $\mathcal{O}$ 取 引 相 手 方 が 調 達 L た資 金

 $\mathcal{O}$ 弁 済 が 木 難 とな る 場 合 に 備 えて 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 カン 5 当 該 取 引 相 手 方 に 供 与 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 基 準 H

時

点

に

お

け

る

当

該

資

金

調

達

手

段に

基

づく

当

該

取

引

相

手

方

 $\mathcal{O}$ 

資

金

調

達

額

が

当

該

フ

アシ

IJ

テ

1

に

基

づ

き貸

付 け が 行 わ れ る上限 額 を下 口 0 7 \ \ る場 合 に は、 当該 資 金 調 達 額 に 致 す る部 分に 限 る。 を 1

七十三 与 信 フ ア シ IJ テ イ フ ア シ リテ イ 0 うち、 流 動 性 フ ア シ リテ 1 12 該当 L な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ (銀 行 又 は 連 結

子 法 人等  $\mathcal{O}$ 取 引 相 手 方 が 運 転 資 金 等 を 調 達 することを 目 的 とし た IJ ボ ル ピ ン グ 形 式 (契 約 に お 1 7 定 8

5 れ た 極 度 額  $\mathcal{O}$ 限 度 内 で、 債 務  $\mathcal{O}$ 残 高 が 債 務 者  $\mathcal{O}$ 任 意  $\mathcal{O}$ 判 断 で 変 動しうる形式 を 1 う。 第六 + 几 条 第

項において同じ。)のものを含む。)をいう。

七十四 ファシリテ イ未使用 枠 ファシリティに基づき取引相手方が銀行又は連結子法人等から信用供与

を受けることのできる額 の 上 限のうち、 基 準 日に お V > て当該 信 用供与 が 行 わ れ 7 おらず、 か つ、 基準 H

か ら三十四 日 を経り 過す え 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 引 相 手 方 が 当 該 信 用 供与を受けることが できる部 分 取 引 相 手 方

が 銀 行 ご又は連言 注結子法· 人等を含 む複 数 0) 金 融 機 関 等 か 5 信 用供与を受けることができる場合に は 取 引 相 丰

方 との契約に基づき銀行又は連結子法人等が信用供与を行う部分に限り、 当 該 ファシリテ 1 が 流 動 性 フ

アシ リティに該当する場合には、 当該 流 動 性ファシ リテ イの 契約 で定めら れた資 金調 達 手 ・段に 基づく取

引 相 手 方  $\mathcal{O}$ 資 金 調 達 額 のうち 弁済 日 が 基 準 日 か ら三十月 「を経過、 す る日 ま で 0 間 に 到 来 す る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 に

致する部分に限る。)をいう。

七十五 健 全性監督対象の 金 融機 関 自己資本比率告示又はこれと類似の基準が適用される金融機関等を

いう。

第二章 連結流動性カバレッジ比率

(算式)

第二条 銀行法 ( 以 下 「法」という。)第十四条の二に規定する銀 行 こがその 経営  $\mathcal{O}$ 健 全性 を 判 断 す るため  $\mathcal{O}$ 

基 準  $\mathcal{O}$ うち、 海外営業拠点 (自己資本 比率告示第二条に 規定する海外営業拠点をいう。 第八条 に お 1 7 同

ľ, を有する 銀 行 が そ 0 流 動 性 に 係 る健 全 性 を 判 断 す る た 85  $\mathcal{O}$ 基 準 で あ つ て、 連 結 流 動 性 力 バ V ツ ジ 比

率 に 関 す Ź 基 準 は 次  $\mathcal{O}$ 算 式 に ょ ŋ 得 5 れ る 比 率 に つ 7 て、 百 パ セ ン  $\vdash$ 以上とする。

算入可能適格流動資産の合計額

連結流動性カバレッジ比率=

純資金流出額

(算入可能適格流動資産の合計額)

第三条 前 条  $\mathcal{O}$ 算 式 12 お け る 算 入可 能 適 格 流 動 資 産 O合計 額 とは、 第 号か ら第三号までに掲げ る額  $\mathcal{O}$ 

合計 額 か ら第四 号及び 第五号に 掲げ る 額  $\mathcal{O}$ 合 計 類を減 じて得た額 を いう。

銀 行 又は 連 結子: 法 人等が 保 有す る 適格 V べ ル 1 資 産  $\mathcal{O}$ 時 価 に 第 九 条 第 項に定め んめる適! 格資産算 (入可: 能

率 (適 格 流 動 資 産  $\mathcal{O}$ 額 に 乗 U る割 合 をい う。 以 下 同 U, を乗じ て得 た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額

銀 行 又 は 連 結子 法 人等が 保 有 す Ź 適 格格 レ べ ル 2 Α 資 産  $\mathcal{O}$ 時 価 に 第十 条 第 項 に 定め る 適格資 産 算 入可

# 能率を乗じて得た額の合計額

 $\equiv$ 銀 行 こ又は連っ 結子 法 人等が 保有する適格 レ べ ル 2 B 資産の時価に第十一条第一項各号に定める適格資 産

算入可能率を乗じて得た額の合計額

兀 レ べ ル 2 В 資 産  $\mathcal{O}$ + 五 パ ] セ ン 1 上 限 に 係 る 調 整

額

五. レ ベ ル 2 資 産  $\mathcal{O}$ 几 + パ ] セ ン } 上 限 12 係 る 調 整 額

2

前

項

第

应

号に掲げる

レ

ベ

ル

2

B 資

産

 $\mathcal{O}$ 

十五

パ

]

セ

ント上限に係る調整

額」

とは、

レベ

ル

2 B資

産

調整

後 残 高 か 5 次に · 掲げ る 額 めのう 5 1 ず れ か 小 ż **(**) 額を減 以じて得 た額 **当** 該 額が 零を下回 [る場: %合にあ っては、

零とする。)をいう(次項第一号において同じ。)。

レ ベ ル 1 資 産 調 整 後 残 高 と レ ベ ル 2 Α 資 産 調 整 後 残 高  $\mathcal{O}$ 合計 額 に 八 + 五 分の十 五. を乗 Ü 7 得

た

額

V ベ ル 1 資 産 調 整 後 残高 に 六 + 分  $\mathcal{O}$ + 五. を乗じ 7 得 た 額

第 項 第 五. 号に · 掲 げ る レ ベ ル 2 資 産  $\mathcal{O}$ 兀 十パ ] セ ン } 上 一限に係 る 調 整 額」 とは、 レベ ル 2 A 資 産 調 整

3

後 残 高 及 び V べ ル 2 В 資 産 調 整 後 残 高  $\mathcal{O}$ 合 計 額 カン 5 次 に 掲 げ る 額  $\mathcal{O}$ 合計 額 を減じて得た額 **当** 該 額 が 零 を

下回る場合にあっては、零とする。)をいう。

- レ べ ル 2 В 資 産  $\mathcal{O}$ + 五 パ ] セ ン 1 上 限 に 係 る 調 整 額
- 二 レベル1資産調整後残高に三分の二を乗じて得た額
- 4 第二項 及 び 前 項 第二 号 の レ べ ル 1 資 産 調 整 後 残 高 とは V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等及び 中 央 銀 行 有 担 保
- 調 達 (用 1 5 れ る 有 価 証 券 が 流 動 資 産 に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る 取 引 に 限 る。 以 下 こ の 条 に お 1 7 同  $\mathcal{O}$
- うち 基 潍 日 か 5 三 + 日 を 経過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 満 期 が 到 来 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 き 基 準 日 に 解 消 さ れ た
- 7 計算され た第一項 第 号に掲 げげ る 額 を 1 う。

5

第二項

第

一号及び

第三

項

 $\mathcal{O}$ 

レ

べ

ル

2

A

資

産

調

整

後

残

高

とは、

レ

ポ

形式

 $\mathcal{O}$ 

取

引

等及

び

中

央

銀

行

有

担

保

ŧ

0)

とみ

な

資

金

- 資 金 調 達  $\mathcal{O}$ うち 基 準 日 か ら三十 白 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 満 期 が 到 来 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 <u>つ</u> き基 潍 日 に 解 消 さ れ
- ŧ  $\mathcal{O}$ とみ な L 7 計 算 さ れ た第 項第二 号に 掲 げ る 額 を 1 う。
- 6 第 二項 及び第三 項  $\mathcal{O}$ レ ベ ル 2 B 資 産 調 整 後 残 高 とは、 レ ポ 形式 0 取 引等及び 中 -央銀 行 有担 保 資 金 調
- 達  $\bigcirc$ うち 基 潍 日 か ら三十 白 を 経 過す Ź 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 満 期 が 到 来す るも  $\mathcal{O}$ に つき基づ 準 日 に 解 消 され た ŧ 0
- みな L 7 計 :算さ れ た第 項 第 号 に 掲 げ る 額 を 1 う。

7

銀 行 は 第四 + 六 条 第 二項 に 定め る 計 算 同 項 第 号に 掲 げ る場 %合に係 るも のに限る。 を行 って 1 る

た

場合には、 当該 計 算 12 お いてファシリテ イ 未 使用 枠 0 額から 差し引い てい る流 動資 産 元の担 保 掛 目 適 用 額

資 産  $\mathcal{O}$ 時 価 に担 保掛 目 を乗じて得た額 をい . う。 以下同じ。 を第 一項第 号から第三号までに掲げる額 及

び前三項に規定する額に含めないものとする。

## (純資金流出額)

第四 \_ 条 第二 条  $\mathcal{O}$ 算 式 に お ける 純 資 (金流出) 額 とは、 資 金流 出 額 か 5 資金流 入額 (当該 額 が 資 金 流 出 額

に

七十五。 セ ン トを乗じて得た額を上 回る場合には、 当該 乗じて得た額) を控除 して得た額とする。

## (資金流出額)

第 五 条 前 条  $\mathcal{O}$ 資 金流 出 類 とは、 銀 行 又は 連 結 子法人等に つ V) . て 第十八条  $\mathcal{O}$ 規 定 により算出 する額とす

る。

### (資金流入額)

第六条 第四 条  $\mathcal{O}$ 「資 金 流 入額 とは、 銀行又は連結子法 人等につい て第六十一 条の規定により算出する額

とする。

(金額の換算に用いる外国為替相場

第七条 第二 条 の算 式 における算入可 能 記適格流: 動 資産の合計額及び純資 金流出額を計算する場合に お ĺ١ て、

外 国 通貨をもって金額を表示するも のがあるときは、 当該金額を基準日における外国為替 の売買相場によ

り本邦通貨に換算した額を用いることとする。

第三章 単体流動性カバレッジ比率

第八条 前章、 第 五 章及 び 第六 章  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 法第十 . 匹 条の二に規定する銀行 こがそのに 経営の健 全性を判 断 す る

ため の基準のうち、 海外営業拠点を有する銀行がその流動性 に係る健全性を判断 す るため 0 基 準 であ って

単 体 流 動 性 力 バ レ ッジ 比率 ( 次 の 算式によ いり得ら れる比率 をい 、 う。 ) に 関する基準に つ **(**) 7 準 用 ず る。

この 場合に おい て、 これらの 規 定中 銀 行 又 は 連結 子 法 人等」 とあるの は 「 銀 行」 と読 み替えるものと

する。

算入可能適格流動資産の合計額

単体流動性カバレッジ比率=

純資金流出額

第四章 適格流動資産

## 第一節 流動資産の定義

(レベル1資産)

第 九条 次に 掲げる資産 (以下「レベ ル 1 資 産 という。 が 第十 四条の 規定により 適格 レ ベ ル 1資産とし

て取 ŋ 扱 わ れ る 場 合  $\mathcal{O}$ 適 格資 産 算 入 可 能率 は 百 パ ] セ ントとする。

一 貨幣(外国のものを含む。)及び銀行券

中央銀 行 等 0) 預け金であって、 次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 契約 に基づ き、 銀行 又は 連結 子 法人等が 払 戻しをい つでも受けることができること。

口 当該 預 け 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 範 进 に お 7 て、 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等 が 中 央銀 行 等 か 6 期 限  $\mathcal{O}$ 定 8  $\mathcal{O}$ あ る借す 入

借 入を行 つ た 月  $\mathcal{O}$ 꽢 日 を 弁 済日とするも (T) に 0 1 て は、 弁済 日 が 自 動 的 に 更新 ž れ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

を行うことができること。

 $\equiv$ 中 央政 府、 中 -央銀 行等、 中 -央政 府 以外  $\mathcal{O}$ 公共部門、 国 際 決済銀 行、 国 際 通貨基 金、 欧 州 中 央 、銀行、 欧

州 共 同 体 又 は 玉 際 開 発 銀 行 が 発行 又 は 元 本  $\mathcal{O}$ 償 還 及 び 利 息 の支払 に · つ ζ, て保証、 はする債が 券であって、 次に

掲げる要件の全てを満たすも

 $\mathcal{O}$ 

イ 債務者 が 金融; 機 関等又は その子会社若 しくは関 連会社でないこと。

口 適用され るリス ク • ウェ イト が、 零パ セントであること。

売買、 レ ポ 形式  $\mathcal{O}$ 取引等 その 他 これ iz . 準 ず る取 引が 広く活発に行 わ れていると認められること。

二 過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス 1 レ ス 期 に お 1 て ŧ, 市 場 で  $\mathcal{O}$ 売 却、 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 その 他 これ 5 に . 準 ず

手段で処分することにより必要な資金を調 達すること(以下 「現金化」 という。) が 可 能 で あ · たこ

کے

兀 零パ ] セントを上回るリスク・ ウ エ イトが 適用される中央政府又は中央銀行等が 発行する債券のうち

銀 行  $\mathcal{O}$ 海 外 常業拠点 点等 ( 銀 行  $\mathcal{O}$ 連 結子 法 人等 文 は 支店であ って、 外国 に 所在 す Ź ŧ 0) を 7 う。 以 下 同

ľ. が 所在 す る国 又は 地 域  $\mathcal{O}$ 中 央 政 府 又 は 中 央 銀 行等が 当 該 玉 又は 地 域  $\mathcal{O}$ 通貨建てで 発行! 及び 調 達

たものであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

1 売買、 レ ポ 形式  $\mathcal{O}$ 取引等 その 他 これに 準ず る取引 が 広く活 発に行われていると認められること。

口 過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス 1 レ ス 期 12 お 1 て も現 金 化 が 可 能 で あ 9 たこと。

五. 零パ ] セ ン } を上 口 るリス ク • ウ エ イト が 適 用 され る中 央政 府 又は中央銀 行等が発行する債券のうち

我 が 玉 又 は 銀 行  $\mathcal{O}$ 海 外営業 拠 点 等 が 所 在 す Ź 国 若 L < は 地 域  $\mathcal{O}$ 中 央 政 府 又 は 中 央銀 行 等 が 域 外 通 貨

当 該 玉 又 は 地 域  $\mathcal{O}$ 通 貨 以 外  $\mathcal{O}$ 通貨を 1 う。 以 下この 号に お 1 7 同 ľ, 建 てで 発 行 及び 調 達 L た ŧ  $\mathcal{O}$ で

あ 0 て、 前 号 1 及び 口 に 掲 げ る要 件 0 全て を満たす É O o ただし、 当 該 玉 又 は 地 域  $\mathcal{O}$ 中 央 政 府 又 は 中 央

銀 行 等 が 当 該 域 外 通 貨 建 7 で 発 行 及 び 調 達 L た ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 が 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等  $\mathcal{O}$ 当 該 玉 又

は 地 域 に お け る 業 務 に 関 L て 当 該 域 外 通 貨 に 0 1 て 第 兀 条 に 定  $\Diamond$ る方 法 に 準 ľ 7 算 出 L た純 資 金 流 出

額

を 上 回る場合 に は、 適 格 流 動 資 産  $\mathcal{O}$ 額 は 当 該 純 資 金流 出 額に 相 当 する部 分に 限 る。

1 7 は、 基 準 日 に お 11 7 当 該 要 件 を 満 た L 7 1 る Ł  $\mathcal{O}$ とみ なすことができる。 2

銀

行

は

基

潍

日

か

ら三十二

日

前

まで

 $\mathcal{O}$ 

間

 $\mathcal{O}$ 

7

ず

n

か

 $\mathcal{O}$ 

日

に

お

1

7

次に

掲

げげ

る要件

を

満

た

L

てい

た資

産

に

0

一 前項第三号ロからニまでに掲げる要件

一 前項第四号イ及びロに掲げる要件

(レベル2A資産)

第 十条 次 12 掲 げ る 資 産  $\widehat{\nu}$ べ ル 1 資 産 を除 以下 レ べ ル 2 Α 資 産 とい う。 が 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

n 適 格 V べ ル 2 A 資産 とし 7 取 り 扱 わ れ る 場 合  $\mathcal{O}$ 適 格 資 産 算 入 可 能 率 は、 八 + 五. パ セ ントとする。

中 央政 府、 中 -央銀 行等、 中 央政 府 以 外  $\mathcal{O}$ 公共 部 門又 は 玉 際 開 発 銀 行 が 発行又は 元本の償還及び利息  $\mathcal{O}$ 

支 払 に ついて 保 証する債券で あって、 次に掲げる要件  $\mathcal{O}$ 全てを満たす É  $\mathcal{O}$ 

イ 債 務 者 が 金 融 機 関 等 又 は その 子 会社若 しく は関 連会社でないこと。

口 適 用 さ れ る IJ ス ク ウ エ 1 1 が 二十パ セ ン } 以 下 であること。

ハ 売買、 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取引等 そ  $\mathcal{O}$ 他 これに 準ず Ś 取 引 が 広 < 活 発に行 わ れ てい ると認 められること。

二 過去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス } レ ス 期 に お 1 て、 時 価 が + パ セントを超えて下落してい ないこと又は担 保

掛 目 が 十パ ] セ ン 1 ポ 1 シト を超えて下 落 L てい ないこと。

事 業 法 人等 **金** 融 機 関 等  $\mathcal{O}$ 子 会 社 又 は 関 連 会社 を除 く。 次条第 項第三号及 び 第四 号 に お 1 7 同

が 発 行する 社債若 しく は コ 7 ] シ t ル  $\sim$ パ 又は 力 バ F ボ ン ド ( 銀 行 又 は 銀 行 と密 接 な 関 係

を 有 する者が 発行するものを除く。 以下この号において同じ。 であって、 次に掲げる要件の全てを満

たすもの

1 社 債 又 は コ 7 シ ヤ ル  $\sim$ パ ] で あ る場 合 に は、 次 に 掲 げ る要 件  $\mathcal{O}$ 全てを満たすこと。

(1)市 場 に お 1 て — 般に広く取引され て 1 る社 債 又は コ 7 シ ヤ ル  $\sim$ ーパ ] لح 同 様  $\mathcal{O}$ 内 容が 定めら

れたも のであって、 公開された情報  $\mathcal{O}$ みに基づき市場にお *\*\ . て標準2 的 に 用 いられる手法により評 価

することが容易であること。

(2)元本 及 び 利 息  $\mathcal{O}$ 支払 12 ついて劣後的内容を有する特約 が付されてい

ないこと。

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

一に該当するものであること。

(1)

長期

個

别

格

付

又は

債

務

者信

用

力格付が、

第十二条第一

項の規定により同項の

表

の格付し

区

分のうち

(2)長期 個 別 格付 及び 債 務者信用 用 力格 付  $\mathcal{O}$ **(**) ず ĥ もが付与されてい ない 場合には、 短 期 個 別 格 . 付が

十二条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 同 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 格 付 区 分 のうち一に該 当する ŧ 0 であること。

(3)個 別 格 付 及び 債 務者 信 用 労力 格 付  $\mathcal{O}$ 1 ず h ŧ が 付与されて 7 ない 場 合であって、 銀 行 が 内 部 格 付 手

法

採

用

行

であるときには、

内

部

格付

手法に

お

\ \

て当該社債若

しくは

コマ

]

シ

ヤル

•

]

パ

]

又

は

力

バ **F** ボ ンドに対して付与されて V るPDが、 適格 格付 機 関告示 第三条第 匹 |号又 は 第 五. 一号に定り 8

る信 用 リス ク区 分のうち、 それぞれ 4 1 文は 5 1 に 該当するエ クス ポ ジ ヤ ] 12 係 る P U に 相

当するものであること。

売買、 レ ポ 形式  $\mathcal{O}$ 取引等 その 他 これに準ずる取引が広く活発に行わ れていると認められること。

二 過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 スト レ ス 期 E おいて、 時 価 が 十パ セントを超えて下落していないこと又は担保

掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

銀 行 は 基 準 日 か ら三十 日 前 ま で  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 日 に お 7 て次に掲げ る要件を満たし てい た資産 に 0

2

1 7 は、 基 準 日 に お 7 て当該 要件を満 たし てい るも のとみなすことができる。

一 前項第一号ロからニまでに掲げる要件

一 前項第二号ロからニまでに掲げる要件

(レベル2B資産)

第十一 条 次 の各 号に掲げる資 産  $\widehat{\nu}$ ベ ル 1 資 産及び レベ ル 2 - A 資 産を除く。 以 下 レ ベ ル 2 B 資 産 とい

う。 が 第 十四条の規定により適格 レベ ル 2 B 資産とし つて 取 り扱 わ れる場合の適格資産算 入可能 率は、 当

該各号に定める値とする。

住 宅 口 ン 担 保証 券であって、 次に 掲げる要件 の全てを満 にたす t  $\mathcal{O}$ 七 + 五. パ ] セント

1 銀 行 又は 銀行と密接な関係を有する者によっ て 発行されたものでないこと。

銀 が行又は 銀行と密接な関係を有する者が原資産を構成する住宅ロ ] - ン債権 に係る当初の債 権者で は

ないこと。

口

ハ 原資産が 住宅 口 -ン債権  $\mathcal{O}$ みによって構成されており、 資 産 証券化商品その 他これ に類するものを

含ま な

= 原 資 産 を 構 成する住宅 口 ] ・ン債 権が、 次に掲げ る要件の全てを満たすこと。

住宅 口 ーン債権に係る抵当権の実行に際して、 当該抵当 権  $\mathcal{O}$ 目的 である不動産の処分代金が住宅

(1)

口 1 ン債 権 の額 を下回る場合、 債務者が当該 抵当権 実行後  $\mathcal{O}$ 住 宅 口 1 ン 債権 に係る債 務  $\mathcal{O}$ 残 (額を弁

済す Ś 義 務 を負 うも  $\mathcal{O}$ であること。

(2) 住宅 口 ] ン 担 保 証 券  $\mathcal{O}$ 発行 時 にお 1 て、 住 宅 口 ] ン 債 権 に 係 る 口 ] } ウ バ IJ ユ ] シ 才

当 該住宅口 ] 債 権  $\mathcal{O}$ 額 の抵 当権 の目的 である不動 産 の価 額に対する割合をいう。 の平均 が 八

十パ 1 セ ント以下であること。

ホ 発行 され た 国 又 は 地 域 に おい て、 リス ク・ リテンシ 彐 ン 住 宅 口口 ン 担 保 証 券  $\mathcal{O}$ 発 行 2者が、 その 発

行 後 E お 7 て ŧ 原資産 を構 成する住 宅 口 ン 債権 に係 るリス クの 部を負担することをいう。 に

係る措置が採られていること。

前条第一項第二号口 (1)又は(2)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

1 売買、 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取引等 その 他 これ iz 準ず Ź 取 引が 広 く活 ・発に行 わ れていると認められること。

保掛 目が二十パー セント・ ポ イントを超えて下落し してい ないこと。 チ

過

去

 $\mathcal{O}$ 

市

場

流

動

性

ス

}

レ

ス

期

12

お

1

て、

時

価

が二十パ

]

セ

ント

を超えて下落

してい

な

いこと又は

担

中央政府又は中央銀行等が発行する債券であって、 次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パ ーセ

ント

1 適 用 され るリス ク ウ エ 1 Ļ が 五. 十パ セ ント 以下であること。

口 売 買、 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取引等 その 他 これに 準 ず る 取 引 が 広 < 活 発に行 わ れて い ると認め 6 れること。

ハ 過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 スト レ ス 期 に おいて、 時 価 が二十パ ] セントを超えて下落していないこと又は担

保掛 目 が二十パ セ シト ポ 1 ン トを超えて下落してい ないこと。

三 事 業 法 人等 が 発 行 ける社は 債 文は コ 7 ーシャル・ペ ] パ ーであって、 次に掲げる要件の全てを満たすも

の 五十パーセント

イ た ŧ 市 場 のであって、 に お 7 て — 公開され 般に広く取引されて た情 報  $\mathcal{O}$ みに基づき市場に ( ) 、る社債 文は コ お 7 ] 1 て シ 標準 ヤ ル 的 <u>~</u>° に 用 ] パ 1 ] 5 لح れる手法により評 同 様  $\mathcal{O}$ 内 容が 定 価する められ

ことが 容易であること。

口

元

本

及

び

利

息

 $\mathcal{O}$ 

支払に

0

1

て劣後的

内

容

を有い

す

る特

約

が

付

さ

れ

7

7

な

ハ次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)長 期 個 别 格 付 又は 債 務 者信 用 力格 付が、 次条第 項の規定により同 項の 表 の格付区分のうち一又

は二に該当するものであること。

(2)条 第 長 期 項 個 別  $\mathcal{O}$ 規定 格 付 に 及 ょ U ŋ 債 務 同 者 項 信  $\mathcal{O}$ 表 用 力格  $\mathcal{O}$ 格 付 付 区  $\mathcal{O}$ 分 11 ず  $\mathcal{O}$ う れ **ち** t が 付 又は二に 与され 該当、 て V) す な Ź 1 場合 Ł  $\mathcal{O}$ で に は あること。 短 期 個 別 格 付 が 次

(3)個 別 格 付 及び 債 務者 信 用力 格 付  $\mathcal{O}$ *\* \ ずれ Ł が 付与されてい な 1 場 合であっ て、 銀 行 が 内 部 格 付 手

法 採 用 行 であるときに は、 内 部 格付 手 法に お \ \ て当 該 社 債 又 は コ 7 ] シ ヤ ル • ] パ 1 に 対 して付

与され 7 1 る Ъ  $\bigcup$ が 適 格 格 付 機 関 告 示 第 三条 第 四 号 又 は 第 五 号に . 定 め る 信 用 IJ ス ク 区 分  $\mathcal{O}$ うち、

それぞれ 4 1 4 2 若 しく は 4 3 又は 5 1 1 若 しくは 5 2 に 該 当す Ś 工 ク ス ポ ジ ヤ に

係るPDに相当するものであること。

= 売買、 レ ポ 形 式 の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ホ 過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス  $\vdash$ レ ス 期 E おいて、 時 価が二十パ ーセントを超えて下落してい ないこと又は 担

保 掛 目 が二十パ 1 セ ン } ポ イン トを超えて下落 してい ないこと。

(外国法人が発行するものを含む。) であって、

次に掲げる要件の全てを満たすも

の 五十パーセント

匹

事業

法

人 等

 $\mathcal{O}$ 

株式

1 取引所 金 融 商 品品 市 場 **金** 融 商 品品 取引法第二条第十七項に規定する取 引 所金 融 商 品品 市 場をいう。 又

は 外 玉 金 融 商 品品 市 場 同 条第八項第三号口 に 規 定す える外 玉 金 融 商 밆 市 場 を 1 う。 に お 1 て 取 引 3 れ

設立された法人であって、 中 央 清 算 機 関 同 条第二十八項に規定 外国に おい て金融商品 する・ 金 融 債務引受業と同 商 品 債 務引受業を営む者及び 種類 の業務を行う者をいう。 外国  $\mathcal{O}$ 法 令 に 潍 拠 を通 L 7

じて決済されるものであること。

口 次  $\mathcal{O}$ (1) か 5 (3)ま でに 掲 げ る株 式  $\mathcal{O}$ 区 分に応じ、 当 該 (1)か 5 (3)までに定 め る株 価 指 数 (特定 の株式  $\mathcal{O}$ 

価 格 に 基づき算出され る指数をいう。 以下口 に お 7 て同じ。 の構 成銘柄 であること。

- (1)我 が 玉  $\mathcal{O}$ 事 業 法 人等  $\mathcal{O}$ 株式 円 建 て  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 東 証 株 価 指 数
- (2)バ ゼ ル 銀 行 監督委員 会の 定 8 る流 動 性 力 バ V ッジ 比 率  $\mathcal{O}$ 基 準 又 人はこれ と類似  $\mathcal{O}$ 基準 (第二十五

条に お 1 て 「流 動 性 力 バ V ツ ジ 比 率  $\mathcal{O}$ 基準 等」 とい う。 を適 用 L 7 7 る国 又 は 地 域 **当** 該 基 準 12

お 1 7 株 式 を流 動 資 産 又 は これ کے 類 似  $\mathcal{O}$ 区 分に 含  $\Diamond$ る 玉 又 は 地 域 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 事 業 法 人 等  $\mathcal{O}$ 株 式

(1)に 撂 げ る ŧ 0) を 除 く。 当 該 玉 又 は 地 域  $\mathcal{O}$ 監 督 当 局 が 当 該 基 準 に お 1 7 定 8 た 株 価 指 数

(3)我 が 玉 及 Ű (2) $\mathcal{O}$ 玉 又 は 地 域 以 外  $\mathcal{O}$ 玉 又は 地 域  $\mathcal{O}$ 事 業 法 人等  $\dot{O}$ 株式 当 該 玉 又 は 地 域 E お 7 7 主 要

と一般的に認められる株価指数

ノヽ 口 (2)及 び (3)に 掲 げ る株 式 であ る 場 合 に は 口 (2)及 U (3) $\mathcal{O}$ 玉 又 は 地 域  $\mathcal{O}$ 通 貨 建 7  $\mathcal{O}$ ₽  $\mathcal{O}$ で あ り、 か

銀 行  $\mathcal{O}$ 海 外 営 業 拠 点等 が 当 該 玉 又 は 地 域 12 所 在 L て 11 ること。

二 過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス 1 レ ス 期 12 お 1 て、 時 価 が 兀 + パ ] セ ン  $\vdash$ を超えて下落してい ないこと又は 担

保 掛 目 が 兀 + パ ] セ ン 1 ポ 1 1 を 超 えて下 落 L 7 1 な いこと。

1 7 は、 基 準 日 に お 7 て 当 該 要件 を 満 たし て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ とみなすことができる。

2

銀

行

は

基

潍

日

か

ら三十

日

前

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

間

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

n

カン

 $\mathcal{O}$ 

日

12

お

1

7

次

E

掲

げ

る要件を

を満

た

L

7

į, `

た資

産

に

0

0

一 前項第一号へからチまでに掲げる要件

二 前項第二号イからハまでに掲げる要件

三 前項第三号ハからホまでに掲げる要件

四 前項第四号イ、ロ及びニに掲げる要件

#### (格付区分)

第十二条 長期 個 別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分 (適格格付機関告示第三条各号の

表に 定め る信 用 (リスク) 区 一分を いう。 以下同じ。 が 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 右欄 に掲げるものであるときは、 格 付 区 一分は

同表の左欄に掲げるものとする。

格付区分	に対応する信用リスク区分	長期個別格付又は債務者信用力格付
_	6   1	4   1 又 は
<u>-</u>	6   2	4   2 又 は
<u> </u>	6     3	4  -  3   又   は
三	6   4	4   4 又 は
四	6   5	4   5 又は

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分が次の表の右欄に掲げるものであるときは、 格付区分は、 同表

の左欄に掲げるものとする。

格付区分	用リスク区分短期個別格付に対応する信
	5 -1 又 は 7 -1
<u> </u>	5 - 2 又 は 7 - 2
=	5-3又は7-3
四	5 -4 又は 7 -4

# (格付の使用基準の設定)

第十三条 銀行は、 第十条第一項第二号ロ並びに第十一条第一項第一号へ及び第三号ハに係る要件に係る判

断に当たり、 適格格付機関 の格付を使用するための基準を設けるものとする。

2 前項 (T) 基準 は、 流動 資産の 額を意図的に大きくすることを目的としないものとする。

3 銀 行 は 適格 格付 機 関  $\mathcal{O}$ 格 付 . を 内 ]部管理 に お 1 、 て 用 1 て ( ) る場合に は、 第一 項  $\hat{O}$ 基準を当該内 部 管 理 に

おける使用方法と整合的なものとすることとする。

4 銀 行 が 標 潍 的 手 法採 用 行で あ る場合には、 第一 項 の基 全準を、 自己資 本比 率告示第五 一十条第 項 0 規定 に

基 づ 1 て 設 け る 基 準 غ 整 合的 な ŧ  $\mathcal{O}$ とすることとする

5 第 + 条第 項第二号 口 (1) 及 び 第十 条第 項第三号 ハ (1)  $\mathcal{O}$ 長 期 個 別 格 付 又 は 債務 者 信 用 力格 付 並 び に 第

十条第一項第二号ロ2及び第十一条第 一項第三号ハ(2)  $\mathcal{O}$ 短 期 個 別 格 付 が 二以上の適格格 付 機 関 に ょ り 付

与され 7 **(**) る場合には 銀行 は、 これ 5 格 付 に . 対 応す る前 条第 項 又 は 第二 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 格 付 区 分  $\mathcal{O}$ うち最

が 複 数  $\mathcal{O}$ 格 付 に 対 応す る Ł 0) で あるときは、 当 該 複 数  $\mathcal{O}$ 格 付 を用 1 るも のとする。

ŧ

Ě

位

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

か

5

数

え

て二

香番

目

 $\mathcal{O}$ 

t

 $\mathcal{O}$ 

に

対

応

す

Ś

格

付

を

用

1

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

とする。

ただ

L

当

該

最

£

上

位

 $\mathcal{O}$ 

₽

 $\mathcal{O}$ 

第二節 運用上の要件

(運用上の要件)

第十 匹 条 銀 行 は 第二条 12 規 定 す る連 結結 流 動 性 力 バ V ツ ジ 比 率 及 び 第 八 条 12 規定す る単 体 流 動 性 力 バ レ ツ

ジ 比 率  $\mathcal{O}$ 計 算 に お 1 て、 レ べ ル 1 資 産 V べ ル 2 A 資 産 又 は V べ ル 2 В 資 産 のうち、 この 節 に定 8 る 運 用

上  $\mathcal{O}$ 要件 0 全てを満たすもの に 限り、 それぞれ適格 レベ ル 1 資産、 適 格 レベル 2 A資産又は適格 レベ ル 2

B資産として取り扱うものとする。

(自由処分性)

第十五 条 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要 伴 のうち 自 由 処 分性」 とは、 流 動 資 産 が 第 号 か ら第八号までに掲 げ る全 7 0) 要件

又は第九号に掲げる要件を満たすことをいう。

担 保又は差入資産として提供されておらず、 カュ つ、 信用: 補完 (第三者の債務の履行が 困難 になっ た場

合に当る 該 債 務  $\mathcal{O}$ 履 行 を担保す るた 8 の措 置をい . う。  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ ど 用 V) 5 れ 7 ζì ないこと。

基 準 日 か ら三十 日 を経 過 す Ź 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 般管 理 費 そ  $\mathcal{O}$ 他 費用  $\mathcal{O}$ 支 払 に 用 1 るため に 他  $\mathcal{O}$ 資 産 と区

分して管理されているものでないこと。

三 銀 行 又は連結子法 人等が レポ 形式 の取り 引等又は中央銀行有担保資金調達により取引相 手方から受け入

れ たも のであ る場合には、 銀 行又 は 連 結 子 法人等 が V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又は 中 央 銀 行 有 担 保資 金 調 達 に ょ

り 第三 者 12 譲 渡 L 又 は 差 入 資 産として差し入れておらず、 か つ、 現金: 化 に つい て法令又 人は契約 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他 に

基づく制限が存在しないこと。

兀 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等がデリバ テ イブ 取 引等 に ょ り 取引 相手 方 か 5 担 保として受け 入 れ たも  $\mathcal{O}$ で あ

る

場 合に は 他 の資産と区 分し て管理され てお らず、 カン つ、 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又は 中 -央銀 行 有 担 保 資 金 調

達 によ り第三者 に 譲 渡 L 又 は 差入資産とし て差 L 入れることに つい て、 法令 又 は 契 約 そ  $\mathcal{O}$ 他 に 基づく 制

限が存在しないこと。

五. 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等 が 取 引相 手 方から 無担 保 で借 り入 れ たも 0 で あ る場合に には、 基 準 占 か ら三十

を 経 過 す Ź 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に · 返 還 を求  $\aleph$ る権 利 -を 当 該 取 引 相 手 方 が 有 L て 1 な いこと。

六 市 場 で  $\mathcal{O}$ 売 却 以 外  $\mathcal{O}$ 方法 に よる 現 金化 が 木 難 で あ る場合には、 流 動 性 ス 1 レ ス 時 に行 おうとする市

での売却が法令上制限されないこと。

七 流 動 性 ス } V ス 時  $\mathcal{O}$ 現 金 化 及 び 当 該 現 金 化 に ょ り 取 得 L た 金 銭 を利 用することが、 銀行又は 連 結 子 法

人 等  $\mathcal{O}$ 事 業 戦 略 及び IJ Ź ク 管 理  $\mathcal{O}$ 方 針 に 反するも ので は ないこと。

八 前 各号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 銀 行 又 は 連 結子 法 人等 が 基 潍 日 か ら三十 日 を経 過 する日 までの間 に . 当 該

流 動 資 産  $\mathcal{O}$ 現 金 化 を 制 限 す る 事 由 が 存 在 L な 1

中 央 銀 行等 若 しく は 中 央 政 府 以 外  $\mathcal{O}$ 公共 部 門 ^  $\mathcal{O}$ 預 け 金 又 は 次 に 掲げ る者 12 対 L て担保とし て用 1 る

九

ため、 に予め差し入れた資産で あって、 基準 Ħ 時点に お V て担保として実際に用 いられっ てい な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 包担

保 として実際に用い られてい るものが契約にお いて特定されない場合には、 担保として実際に用 られ

7 1 な 7 額以 下の 額 で あ る銀 行が 担保として用いら れてい ないとみなす任意 の資産) であること。

イ 中央銀行等

ロ 中央政府以外の公共部門

ハ 中 央清算 機関、 資金清算機関 (資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第六

項に定め る資金清 算 機関 をいう。 及び振替機関 (社債、 株式等の 振 替に 関する法律 (平成十三年 法

律 第七 十五号) 第二条第二 一項に定 8 る振 替 機関 をい う。 そ  $\mathcal{O}$ 他 専 5 資 金及 び 有価 証 券  $\tilde{O}$ 決 済 振 替

又は清算を業として行う者

(管理の適正性)

第十六条 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要件 のうち 管理 0 適正 性 とは、 流動資産につい て次に掲げる要件をいう。

一次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

1 銀 行 又 は 連結子 法 人等 に お 1 て 流 動 性 の管理を行う部署 (以下この条にお 7 7 流 動 性管 理部署」

という。) が、 流 動性 ストレ ス 時 における現金化を目的として、 他の資産と区分して管理しているこ

<u>ک</u> 。

口 流 動性 ス トレ ス 時 にお *\* \ て、 流動性管理部署が、 当該 流動資産の現金化により取得し た金銭を流動

性  $\mathcal{O}$ 管 理 0 た  $\Diamond$ に 自 由 に 利用することが随 時 できる体 制 を整 備 L ていること。

化を随時に行うために必要な手続及びシステム

(流動性管

理部署が

浓 流動資

産

 $\mathcal{O}$ 

現

金化に必要な情報を収集する体制を含む。) が整備されていること。

当該

流

動資

産

の現

金

 $\equiv$ 流 動 性 ストレ ス 時 におい て、 同じ 種類 の資 産  $\overline{\mathcal{O}}$ 現金化に通常必要と考えられる期間内に流動性

署が当該流動資産を現金化することが可能であること。

前三号に掲げるも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 流 動 性管 理部署が、 現金化のために必要な権限 及び能力を保持している

こと。

匹

(自由移動性)

第十七 之 条 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要件のうち 自 1由移動: 性 とは、 流動資産が第 号又は第二号に掲げる要件を満たすこ

とをいう。

管

理

部

当 該 流 動 資 産 左金銀 行  $\mathcal{O}$ 海 外営業拠 点等 又 は 玉 内 に 所在する支店若しく は 連 結子 法人等 (以下この 条 に

お 1 7 営 業拠点等」 という。 が 保有 してい る場合に、 当 該 流 動 資 産 又は当該営業 拠 点等が当該 流 動

資 産  $\mathcal{O}$ 現 金 化 に ょ り 取 得し た 金銭 を 銀行 及び 連 結 子 法 人等 相 互 間 又 は 銀 行 内 r で・ 移 動 させ ること **当** 該 流

動 資 産 が 外 玉 通 貨 建 て で あ る 場合 に は、 当 該 流 動 資 産  $\mathcal{O}$ 現 金 化 に ょ り 取 得 す る当 該 外 玉 通 貨 建 7  $\mathcal{O}$ 金 銭

に 0 1 7 本 邦 通 ) 貨 建 て  $\mathcal{O}$ 金 銭 ^  $\mathcal{O}$ 両 替を行うことを含む。 が 当 該営 業 拠 点等 に 適 用 され る 法 令 又 は

規制その他に照らし困難と認められないこと。

銀 行  $\mathcal{O}$ 営 業 拠 点等 が 保 有 す える流 動 資 産 で あって、 当 該 営業 拠 点等に 0 **(**) て第四 条に定める方法に準じ

て 算 出 L た 純 資 金 流 出 額 を 上 口 5 な 1 部 分に 相当するも  $\mathcal{O}$ であること。

第五章 資金流出

第一節 資金流出額

第十八条 資 金 流 出 額 は 次に 掲 げ Ź 額 を合計することに より算出する。

リテ ル 無 担 保 資 金 調 達 12 係 る 資 金 流 出 額

ホ ] ル セ ] ル 無 担 保 資 金 調 達 に 係 る資 金 流 出 額

三 有担保資金調達等に係る資金流出額

四 デリバティブ取引等に係る資金流出額

五. 資 金 調 達 プ 口 グラ  $\Delta$ に係 る 資 金 流 出 額

六 与 信 流 動 性 フ ア シ リテ 1 に 係 る 資 金 流 出 額

七 資金提供義務に基づく資金流出額

八 偶発事象に係る資金流出額

九 その他資金流出額

第二 節 IJ テ ] ル 無 担 保 資 金 調 達 に 係 る資 金 流 出 額

(リテ 1 ル 無 担 保 資 金 調 達 に 係 る資 金 流 出 額

第十 九条 前 条 第 号に 掲げる 「リテ ] ル 無担 保資 金調 達 に係る資金流出額」 とは、 リテ ] ル 無担保資金

調

達  $\mathcal{O}$ 額 にこ  $\mathcal{O}$ 節 12 定定め る資 金 流 出率 を 乗じて 得た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 1 う。

(安定預金)

第二十条 リテ ĺ ル 預 金 のうち、 次に 撂 げ る 要件  $\mathcal{O}$ *\* \ ず れ か を満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ で あ って、 実 効 : 的 な 預 金 保 険 制

度

によ り 預 金 保 護 が 行 わ れる部 分 (第三項及び次条第一 項にお **,** \ · ~ 「安定預金」という。 の資金流 出率 は

、五パーセントとする。

預 金者等と銀行 又 は 連 結 子 法人等  $\mathcal{O}$ 間 の継 続的 な取 引関 係により、 預 金 等  $\mathcal{O}$ 払 戻しを請求す る蓋然性

が低いと認められること。

預 金者等が 日 常常 用 7 る預 金 П 座 に 預け 入 れられたものであること。

前 項  $\mathcal{O}$ 「実効的 な預金保険制度」とは、 預金保険制 度 のうち、 次に掲げる要件の全てを満たすものをい

2

う (次項、 第二十七条第一号及び第二十九条 第二 一項に お **(**) て同じ。

一 速やかに預金保護を行うことが可能であること。

預 金 保 護  $\mathcal{O}$ 対 象となっ る預 金 等  $\mathcal{O}$ 範 囲 が 明 確 で あること。

三 預 金等の一 部  $\mathcal{O}$ みが 預金 保護  $\mathcal{O}$ 対 象とされる場合にお *\* \ ては、 預金等の額にの み基づ ζ, て預金保護  $\mathcal{O}$ 

対 象とされ . る 上 限 額 が 決 せ 5 れる ŧ のであ つて、 か つ、 当該上 限 額以下  $\mathcal{O}$ 部分の 全額 12 つき預り 金保護  $\mathcal{O}$ 

対象とされるものであること。

兀 預 金 保 護  $\mathcal{O}$ 対 象となる預 金等  $\mathcal{O}$ 預 金者等にとって公知 の制度であること。

第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に カ か わらず、 安定 預 金のうち、 実効: 的 な 預 金保 険 制 度であ **つ** て 次 に 撂 げ る要件  $\mathcal{O}$ 全て を

満 たす ŧ  $\mathcal{O}$ (預 金保険法 の規定に基づ き預金保険 機 構 が 実施するものを含む。 により預 金保護 護 が 行 わ れ

る部分の資金流出率は、三パーセントとする。

対 象 نح な る 金 融 機 関 等 か 5 預 金 保 護 に 係 る 保 険 料料 を定! 期 的 に徴 収 することに よ り、 預 金 保 護  $\mathcal{O}$ た め に

必 要な 準 備 金 そ 0 他 \_ れ に 類 でする・ **金** 一銭が 積み立てら れて *(* \ ること。

預

金保護を行うに際

して必要となる準備金その他これ

に類する金銭からの支払が多額である場合に、

政 府 に よる保 証 及び 政 府 か 5  $\mathcal{O}$ 借 入その 他 当 該 金 銭  $\mathcal{O}$ 支 払 に必要な資 金を速や か に 調 達 するため  $\mathcal{O}$ 適 切

な方法が整備されていること。

三 預 金 保 護 が 行わ れ る場合に、 当 該 預 金 保 護  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 判 断 が 行 わ れ た後七営業 日 · 以 内 に、 預金

者等がその預金等を利用することが可能であること。

兀 預 金 保 険 制 度が 適 用 され る 国 又 は 地 域 12 お け Ś 過 去  $\mathcal{O}$ 流 動 性 ス  $\vdash$ レ ス 期 に お \ \ て、 当 該 預 金 保 険 制 度

が 適 用 され る 金 融 機 関 等 に 0 ۲, て、 その 安 定 預 金  $\mathcal{O}$ 総 額  $\mathcal{O}$ うち実 際 12 払 戻 ĺ を行 9 た預 金 等  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 占め

る割合が三パーセントを下回ること。

# (準安定預金)

第二十一条 リテ ] ル預金のうち安定預金に該当しないもの (次項において「準安定預金」という。) の資

金流出率は、十パーセントとする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 銀行 は、 準安定預 金 のうち、 次に掲げ る預金等に つい て、 過 去  $\mathcal{O}$ 流 動 性 ス  $\vdash$ 

V ス 期に 生じた資 金流 出  $\mathcal{O}$ 割 合  $\mathcal{O}$ 実 績 が十パ ] セントを上回る場合には、 当 該資金流出  $\mathcal{O}$ 割合の対 実績 に 基

づき、 当該預金等ごとに十パーセントを上回る資金流出率を設定することとする。

### 一外貨預金

銀 行 が 流 動 性 IJ ス クの 内 部管理上 一で定め る区分に対応する預金等 (前号に掲げ るものを除

(リテール安定的定期預金に係る資金流出の特例)

前二条の規定にか かわらず、 リテ ル安定的定期預金 の資金流出率は、 零パー セントとする。

# (中小企業等預金)

第二十三条 中 小 企 業等 預 金  $\mathcal{O}$ 資 金流 出 一率に 0 **(**) ては、 前三条  $\mathcal{O}$ 規 定 を準 用する。 この 場合 に お **(**)

十条第一 項及び第二十 条 第 項 中 「リテー ル預金」 とあ るの は 「中小企業等預金」 と 前条中

ル安定的 定 期 預 金 とあるの は 中 小企業等安定的定期 **預金**」 と読み替えるものとする。

(リテー ル 負 債 性有 価 証 券)

第二十四条 リテ ] ル 負 債 性 有 価 証 券 の資金は 流 出 率 に つい 7 は、 第二十条及び第二十一条の 規定を準用する。

この 場合に お 1 て、 第二十名 条 第 項 及び第二十一 条 第 項 中 「リテ ] ル 預 金 とあ るの は、 「リテ ] ル 負

債 性 有 価 証 券 と読 み替えるものとする。

海 外営業拠点等にお けるリテ ĺ ル 無担 保資金調達に係る特例)

第二十五条 銀 行  $\mathcal{O}$ 海 外営業拠 点等 が 所 在す る 玉 又 は 地 域 に お **(**) 7 流 動 性 カ バ レ ッジ 比 率  $\mathcal{O}$ 基 準 · 等 が 適 用 さ

れ --お り、 か リテ 1 ル 無 担 保 資 金 調 達 に 0 *\*\ 7 当 該 流 動 性 力 バ レ ツ ジ 比 率  $\mathcal{O}$ 基 準 等 に お 1 7 定 8 5 れ

た資 金 流 出 率 が 前 五. 条 に 定  $\Diamond$ る 資 金 流 出率 ょ り Ł 大 きい 場 合に は、 当 該 玉 又 は 地 域 12 お け る リテ ル 無 担

保資 金調 達 にこ · つ *(* ) ては、 前 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定に か か わ らず、 当 該 流 動 性 カバ レ ッジ比率 の基準等にお *(* ) て定めら

れ た資 金流 出率 -を適 用 することとする。

第三 一節 ホ ル セ ] ル 無担 保 資 金調 達 に 保る資 金流 出 額

<del>(</del>ホ ル セ 1 ル 無担 保 資 (金調· 達 に係 る資 金 流 出 額

第二十六条 第十 八条第二号に掲げる  $\neg$ ホ ] ル セ ル 無 担 保資 金調達に係る資金流出 類 とは、 ホ ル セー

ル 無 担 保 資 金 調 達  $\mathcal{O}$ 額 にこの 節 に定  $\Diamond$ る資 金 流 出 率 を乗じ て得たに 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 1 う。

事 業 法 人 等、 中 央 政 府 中 央 銀 行 等、 玉 際 開 発 銀 行 又 は 中 央 政 府 以 外  $\mathcal{O}$ 公 共 部 門 か 5  $\mathcal{O}$ ホ ル セ

]

]

ル 無

担 . 保 資 金 調 達

七 条 事業法 人等、 中 -央政 府、 中 -央銀 行等、 国際 開 発銀 行又は中 ·央政· 府以外の公共部 門か 5  $\mathcal{O}$ ホ ル

セ ] ル 無 担 保資 金 調 達 (負 債 性 有 価 証 券に 該 当す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ を除 **\bar{\c}**  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 撂 げげ る X.

分に 応じ、 当 該 各号に 定  $\Diamond$ る ŧ Oとする。

全 額 E 0 1 て 実 効 的 な 預 金 保 険 制 度に ょ り 預 金保 護が行わ れ る預 金  $\Box$ 座 に 預 け 入れら れた預金等

+ パ ] セ ント

前号に 掲げ る Ł  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 兀 十パ ] セ

そ  $\mathcal{O}$ 他 ホ 1 ル 七 ル 無 担 保 資 金 調 達

第二十八条 ホ ] ル セ ル 無 担 保 資 金 調 達 負 債 性 有 価 証 券に 該当するも のを除く。 のうち 前 条 12 該当す

るもの以外のものの資金流出率は、百パーセントとする。

(適 格 才  $\sim$ レ ] シ 日 ナ ル 預 金 に 係 る 特 例

第二十 九条 前二 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 カン か わ らず、 適 格 業務 3)要件、 オペ レ ] シ 彐 ナ ル 預 金要件、 定量 的 基 準 及び 定性

的 基 準 12 適 合 す る 場 合 に は、 銀 行 は オペ V シ 彐 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ う ち 適 格 業 務 に 必 要 で あ り、 流 動 性 ス 1

ス 時 に お 1 て ŧ 定  $\mathcal{O}$ 残 高 が 維 持さ れ る蓋: 然性 が 極  $\Diamond$ 7 高 11 と合 理 的 に 認 8) 5 れ る 部分 (以下こ 0 条 に な

1 7 「適格 オペ レ シ 彐 ナ ル 預 金 という。  $\mathcal{O}$ 額について、二十五パ ] セ ン  $\vdash$ 0) 資 金流 出 率 を適 用 す る

ことができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ らず、 適 格 業 務 要件、 才  $\sim$ V シ 日 ナ ル 預 金 要 件、 定 量 的 基 準 及 び 定性 的 基 準 に 適

合す る場 合 に は 適 格 オペ レ シ 日 ナ ル 預 金 0 うち、 実 分効 的 な 預 金 保 険 制 度 に ょ り 預 金 保 護 が 行 わ れ る 部

分の 資 金流 出率 に つい ては、 第二十条  $\mathcal{O}$ 規定 を準 甪 する。 この 場 合 に お 1 て、 同 条 第 項 中 ヷ テ ル 預

金 とあ る 0 は、 「第二十九 条第一 項 E 規 定する適 格 オペ レ シ 彐 ナ ル 預 金 と 読 み替えるものとする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 適 格業務 要件」 とは、 第 条第六十二号イか 5 ハ ま でに掲げる全ての 要件、 を満たすことをい

う。

- 4 第 項及び第二 一項の 「オペ レ ] シ 彐 ナ ル 預 金要件」 とは、 第一 条第六十三号イからハまでに掲げる全て
- $\mathcal{O}$ 要 侔 を満たすことを いう。
- 5 第 項及び第二 項  $\mathcal{O}$ 「定量 的 基準」 とは、 次に 掲げ る ₽  $\mathcal{O}$ をい
- . う。
- + 分に 細 分 化 さ れ た 預 金 デ タ に 基づ き 適 格 才  $\sim$ V シ 彐 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ 額 を 推 定 L て いく

流

動

性

スト

レ

ス

時

に

お

け

る

引出

L

IJ

ス

ク

( 適

格

才

 $\sim$ 

レ

シ

日

ナ

ル

預

金

 $\mathcal{O}$ 

大部

分

が

特定

 $\mathcal{O}$ 

少

数

 $\mathcal{O}$ 

取

引

相

- 手 方に ょ って  $\mathcal{O}$ み預 け 入れ 5 れてい ることに起因するリス クを含む。 を適切 に · 勘 案 適 格 才  $\sim$ レ
- シ 日 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ 額 を 推 定 L 7 **,** \ ること。
- 三 適 格 オ  $\sim$ V シ 彐 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ 額 を 変動 させ る特・ 定  $\mathcal{O}$ 要 因 [を勘] 案 Ü て当 該 額 を推 定 L ていること。
- 適 格 オペ レ シ 日 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 妥当性 が、 継 続 的 に 検 証されること。

6

第

項

及び

第

項

 $\mathcal{O}$ 

定

性

的

基準

とは、

次に

撂

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

1

う。

- 適格 オペ レ シ 彐 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 推 定 方 法 に 関 す Ź 内 部  $\mathcal{O}$ 方 針 管 理 及 CK 手 続 を記れ 載 L た書 類 が 作 成
- され、 それ 5 が 遵守 され る た め  $\mathcal{O}$ 手 段 が 講 じ 5 れ て **,** \ ること。
- 三 適 格格 オペ レ シ 日 ナ ル 預 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 推 定方法に 0 7 て原則として一年に一 口 以 上  $\mathcal{O}$ 頻 度 で内 部 監査が行

わ れること。

(適 用 0) 継 続

第三十条 銀行が 前条第 項及び第二項の資 (金流 出率を適用する場合には、 第十八条の 資 金流 出額  $\mathcal{O}$ 計算に

お 1 て、 継 続 的 に 前 条 第 項 及び第二 項  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 -を適 用することとする。

流 出 率  $\mathcal{O}$ 適 用を中止することができる。 2

前

項

0)

規

定

に

カゝ

かわらず、

銀行

は、

合理

的

な理

由

が

存在する場合に限り、

前条第一

項及び第二項の資金

3 第 項  $\bigcirc$ 規定 に か か わ らず、 銀行 は、 前条第三 |項から第六項までの基準を満たさなくなった場合には、

同 条 第 項 及び 第二項  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率  $\mathcal{O}$ 適 用 を中 止することとする。

負 債 性 有 価 証 一券に、 ょ る ホ ル セ ] ル 無担 保 資 金 調 達)

第三十一条 ホ ] ル セー ル 無担保資 金調 達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、 百パ ーセ

ントとする。

#### 第 匝 節 有 担 保 資 金調 達 等 に 係 る資 金 流 出 額

# (有担保資金調達等に係る資金流出額)

第三十二条 第十 八 条第三号に 掲 げ る 有 担 保 資 金 調 達 等 12 係 でる資 金 流 出 額」 と は 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等

が 現 12 行 0 7 1 る V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 基 準 日 か ら三十 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 弁 済 期 が 到 来 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 又

は 期 限  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ で 基 潍 日 か 5 三十 日 を経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 弁 済 期 が 到 来 L な 7 ことが 契 約 に お

1 7 定 8) 5 れ 7 1 な 1 t  $\mathcal{O}$ に 限 り、 力 バ F シ 日 1 ポ ジ シ 日 ン に お 1 て 用 7 5 れ 7 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ を除

次 項 に お **(**) て 同 r. 又 は 中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達 (基 潍 日 か ら三十 日 を経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 弁 済 期 が

到 来 す る t  $\mathcal{O}$ 又 は 期 限  $\mathcal{O}$ 定 8  $\mathcal{O}$ な 11 ŧ  $\mathcal{O}$ で 基 準 日 か ら三十 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 弁 済 期 が 到 来 L な

こと が 契 約 に お 1 て定 8 5 れ て 11 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 次 項 に お 1 て 同 ľ, に お 1 7 取 引 相 手 方 か 5 受 け 入

れ 7 1 る金 銭  $\mathcal{O}$ 額 余 使 用  $\mathcal{O}$ 担 保 及 び 借 入 枠を除く。 に 次 条に定 8 る有担 保 資 金 調 達 等 に 係 る資 金流 出

率 を 乗じて 得 た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 に 担 保交換 に 係 る 資 金 流 出 額 を 加 え た 額 を 1 う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 担 保 交 /換 12 係 る資 金 流 出 額 とは、 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達  $\mathcal{O}$ う Ś 差 入

資 産 と受入 資 産 が 共 に 有 価 証 券 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ (第六十二条第 二項 Ê お 1 7 担 保 交換」 という。 に . つ 7 7

それぞれの取引につい て第一 号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額 (当該額が零を下回る

場合は、零とする。)の合計額をいう。

銀行 又は連結子法 人等が 取 引 相 手 方に 有 価 証券を差し入れ、 当 該 取引相 手 方から金銭を受け 入れるレ

ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 中 央 銀 行 有担 保 資 金 調 達 が 行 わ れ る ŧ  $\overline{\mathcal{O}}$ とみ なして、 当 該 金 銭  $\mathcal{O}$ 額 12 次 条 に 定  $\Diamond$ 

有担保資金調達等に係る資金流出率を乗じて得た額

銀 行 又は連結子法 人等がで 、取引相 手方かり ら有価 証券を受け入れ、 当該取引相手方から金銭を差し入れる

ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等又は中 -央銀 行有 担 . 保 資 金 調 達 が 行 わ れ るもの とみなして、 当該 金銭  $\bigcirc$ 額に第六十三条

レ

第 項 E 定 8 る有担 保 資 金 運 用等 に 係 る資 金 流 入 率 を乗じて得 た 額

(有担保資金調達等に係る資金流出率)

第三十三条 有担 保資 金 調 達等に係る資金流出率は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める値と

する。

レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又 は 外 玉 中 央 銀 行等 との 間 で 行 わ れ 7 7 · る 中 -央銀 行 有 担 保 資 金調: 達  $\mathcal{O}$ うち、 差 入資

産 が レ ベ ル 1 資産であって、 受入資産が 金銭で あるもの (第七号に掲げ るものを除く。 零パ ] セ

日 本 銀 行との間で行われ てい る中 -央銀 行 有担 . (保 資 金調達 のうち、 差入資産が 有 価 証券その 他 の資産 で

あ 0 て、 受入資 産 が 金 銭 で あ るも  $\mathcal{O}$ 零 パ セ ント

三 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 外 玉 中 央 銀 行 等  $\mathcal{O}$ 間 で 行 わ れ 7 1 る中 央銀 行 有 担 保 資 金調 達  $\mathcal{O}$ う ち、 差

と

入資

産 が レ ベ ル 2 A 資 産 で あ 0 て、 受入 資産 が 金銭 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ (第七 号に 撂 げ る Ł  $\mathcal{O}$ を除 + 五 パ

セ ント

兀 日 本 玉 政 府、 我 が 玉  $\mathcal{O}$ 中 央政 府 以 外の 公共 部 門 (発行する債券  $\mathcal{O}$ IJ ス ク ウ エ 1 トが二十パー セ ント

以 下  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 玉 際 開 発 銀 行 と  $\mathcal{O}$ 間 で 行 わ れ て 1 る V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ うち、 差 入資 産 が 有

価 証 券 で あ 0 て、 受入資産 が 金銭 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ ( 第 号、 前 号又 は 第七 号に 掲 げ る ₽ のを除く。

五. パ 1 セ ント

五. レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又は 外 玉 中 央 銀 行等との 間 で 行 わ れ 7 \ \ る中 央 銀 行 有 担 保 資 金調 達 のうち、 差 入資

産 が レ べ ル 2 В 資 産 に 該当す る 住 宅 口 ン 担 保 証 券で あ って、 受入資産 が 金銭 で あるも  $\mathcal{O}$ 前 号又は 第

七 号に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除る 二十五パ ] セ ン

1

六 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又は 外 玉 中 央銀 行等との 間 で 行 わ れ て **,** \ る中 -央銀 行 有担 保 資 (金調: 達  $\mathcal{O}$ うち、 差 入資

産 が 住 宅 口 担 保 証 券以 外  $\mathcal{O}$ べ ル 2 B資産 であって、 受入資産が 金銭である もの (第四号 文は、 次号

に掲げるものを除く。) 五十パーセント

七 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等  $\mathcal{O}$ うち、 銀 行 又 は 連 結 子 法 . 人 等 が 行うプラ 1 7 ブ 口 ] 力 V ッジ 業 務  $\mathcal{O}$ 

相

手

方

 $\mathcal{O}$ 

日 1 ポ ジ シ 日 を充足す るた 85 に 銀銀 行 又は 連 結 子 法 人等が 所有す る有 価 証 券 を差 L 入 れ て 7 る ŧ  $\mathcal{O}$ 

百パーセント

八 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又は 外 玉 中 央銀 行等との 間 で 行 わ れ 7 **(**) る中 -央銀 行 有 担 保 資 金調 達  $\mathcal{O}$ うち、 差 入資

産 が 有 価 証 券 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 資 産 で あ 0 て、 受入資 産 が 金 銭 であ るも  $\mathcal{O}$ (前 各号に掲 げ るも  $\mathcal{O}$ を除 百

パーセント

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流出額

(デリバティブ取引等に係る資金流出額)

第三十 兀 条 第 + 八 条第 兀 号に 掲げる 「デリバテ イブ 取 引等に 保る資 金流 出 額」 とは、 次 E 掲 げ る 額 O合計

額をいう。

一 デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額

デリ バ テ イ ブ 取引等及び レ ポ 形式  $\mathcal{O}$ 取 引等の 時 価 変動に伴う資金流出額

三 格下げ等に伴う資金流出額

四 担保の価値変動に伴う資金流出額

五 超過受入担保に係る資金流出額

六 未提供担保に係る資金流出額

七 受入担保の差替えに伴う資金流出額

**(デ** ゙ リ バ テ 1 ブ 取 引等  $\mathcal{O}$ 契約 に 基づく · 資 金 流 出 額

第三十五 条 前 条 第 号 に 掲げ る 「デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 契約 に基づく 澬 金 流 出 額」 とは 基 準 日 か ら三十

日 を 経 過する日 までの 間 にデリバ テ 1 ブ 取 引 等の 契約 カン ら予想され る資金流 出 額 12 百 パ セ ン  $\vdash$  $\mathcal{O}$ 資 金 流

出率を乗じて得た額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 基 準 日 か ら三十月 を経 過 する日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に ニデリバ テ イ ブ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 契 約 か 5 予 想され る資 金 流 出

額」 とは、 デリバ テ イブ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 別 法 的 に 有 効 な 相 対ネ ッテ 1 ン グ 契約 に基づくデリバティブ 取 引 等 に

*(* ) て は 当該 相 対ネ ッテ イング契 約  $\mathcal{O}$ 別 に、 基 準 日 から三十 日 を経過す る日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 発 生すると予

想される る当該デ **,** リバテ 1 ブ 取 引等 0 契約 に お 11 て定めら れ た全て  $\mathcal{O}$ 金銭  $\mathcal{O}$ 支払 ( 第 匹 項 第二号に お て

資 金 流 出 額 という。) か ら、 基準 日 から三十日を経 過 す る日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 発生すると予想され る当該 契 約

に お 1 て 定  $\Diamond$ 5 れ た全 7  $\mathcal{O}$ 金 銭  $\mathcal{O}$ 受 取 ( 第 匝 項 第 号 12 お 1 7 「 資 金 流 入 額 という。 を差 L 引 1 た

額

次 項 に お 1 7 純 資 金 流 出 額 とい · う。 ) のうち、 零を超り える ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 7 う。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 計 算 に お 1 て、 前条第二号又は第四号に掲げ る額  $\mathcal{O}$ 全部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 額 が 純 資 金流 出 額 に含まれ

場合 当 該 全 部 又は 部  $\mathcal{O}$ 額 を、 純 資 金流 出 額 か 5 一控除する ることができる。

4 第二 項  $\mathcal{O}$ 計 算 に お 1 て、 次  $\mathcal{O}$ 各号 に 掲げ る 場合 に は、 当 該 各号に 定 め る 計 算 を行うことが できる。

銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 取 引 相 手 方 カン 5 流 動 資 産 を担 保とし て受け 入 れ 7 お ŋ カコ 当 該 流 動 資 産

が 第 + 五. 条第四 号に掲げる要件を満 たす 場合 資 金 流 入 額 から当該流 動 資 産  $\mathcal{O}$ 担 保掛 目 適 用 額 を差 引

く計算

銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 取 引 相 手 方 12 流 動 資 産 を担保として差し入れ てい る場合 資 金 流 出 額 か ら当

該 流 動 資 産  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 を差 L 引く 計 算

(デ リ バ テ イブ 取 引等 及び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 時 価 変 動 に伴う資 金 流 出 額

六条 第三十 应 条 第二号 に 撂 げ る 「デ リバ テ 1 ブ 取 引 等 及 U V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 時 価 変 動 に 伴う資

流 出 額」 لح は、 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額 に 百 パ ] セ ン  $\vdash$  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 を 乗 Ü 7 得 た 額 を 7 う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額 とは、 デ IJ バ テ イ ブ 取 引 等 及 び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 基 潍 日 か 5

+ 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 弁 済 期 が 到 来 L な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ で あ 0 て、 時 価  $\mathcal{O}$ 変 動 が 著 L 1 لح 認  $\Diamond$ 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 12

限 る。 次条 第 項 並 び に 第三十八条第 二項 及び 第三項 K おお 1 て 同 ľ に 0 ۲, て、 次に掲げ る方法 .. (T) 1 ず

れかに基づき算出される額をいう。

簡 便 法 に ょ る 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額

シ ナ IJ 才 法 に ょ る 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額

簡 便 法 に ょ る 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額

第三十 七 条 前 条 第 二項 第 号 12 掲 げ る 「簡 便 法 12 ょ る 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額 とは、 デリバティブ 取

引等 及 び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 に お 1 て、 基 準 日 以 前 + 兀 月 以 内  $\mathcal{O}$ う ち、 取 引  $\mathcal{O}$ 别 12 担 保 又 は 受 入 資 産  $\mathcal{O}$ 受

額 カン 5 担 保 又 は 差 入 資 産  $\mathcal{O}$ 受 渡 額 を 差 L 引 1 た 額  $\mathcal{O}$ 絶 対 値  $\mathcal{O}$ 合 計 額 が 最 大となる る三十 日 間 12 お け る 当 該

取

値を合計したものをいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カゝ わ らず、 複 数  $\mathcal{O}$ 取 引が 次 の各号に掲げる要件 0 *(* ) ずれ かを満たす場合には、 当該 複 数

 $\mathcal{O}$ 取 引を 単  $\mathcal{O}$ 取 引とみなし 7 簡 便 法 によ る 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額 (同 項 E 規定す Ź 簡 便 法 に ょ る

時

価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額 を 1 う。 を 計 算 す ることが できる

担 保 又 は受入資産 とし て 実際に授受され てい る資 産 が 流 動 資 産 に該当す くるも 0) に 限 5 れ、 か 契約

に 基 づ 7 て受け 入れ た担保又は受入資産が第十五 条第四号に掲 げ る要件を を満たす ものと見込まれること。

同 \_\_  $\mathcal{O}$ 法 的 に 有 効 な 相 対 ネ ッテ 1 ング 契約 に 基 づく ŧ  $\mathcal{O}$ であること。

**€** 

ナリ

才

法

に

ょ

る

時

価

変

動

時

所

要

追

加

担

保

額

·八 条 銀 行 は、 ス } レ ス シ ナ IJ オ  $\mathcal{O}$ 選 定 基 準 定 量 的 基準 · 及び 定 性 的 基 準 に適合する場合に は ナリ

オ 法 によ る時 価 変動 時 所 要追 加 担 保 額 を用 7) ることが できる。

2 第三十 六 条第 項 第二 | 号及 び 前 項  $\mathcal{O}$ ラシ ナ IJ 才法 に ょ る 時 価 変 動 時 所 要追. 加 担 保 額」 とは、 デリバティ

ブ 取 引 等 及 び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 に お 1 て、 ス 1 V ス シ ナ ij 才  $\mathcal{O}$ 選 定 基 潍 に ょ り 選 定 つされ た ス 1 V ス シ ナ IJ

(デリバテ 1 ブ 取 引 等 及 び V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 時 価  $\mathcal{O}$ 変 動 を 説 明 す る 金 融 指 標 金 融 商 品 取 引 法 第

才

第二十 五. 項に規定する金融指 標をいう。 次項第二号及び第三号にお いて同じ。)その 他  $\mathcal{O}$ 指標  $\mathcal{O}$ 変 動 を表

すシナリオをいう。 第 四 項において同じ。) に基づき計算した担保又は差入資産 の受渡額 の合計に 額 がか 5 担

保又は受入資産 の受入に 額  $\mathcal{O}$ 合 計 **三額を差** し引 1 た額 (当該 額 が 零を下 回る場合にあっては、 零とする。 を

1 う (第三 項、 第 五. 項 及 CV 次 条 に お 1 て同じ。

前 三項  $\mathcal{O}$ 「ス トレ ス シナリ 才 0 選定基準」 とは、 次に掲げるも のをいう。

3

過去 0) 市場 流 動 性 ストレ ス期に観察又はそれに準じた合理的な方法によって入手した情報に基づくも

 $\mathcal{O}$ であること。

過 去  $\mathcal{O}$ 市 場 流 動 性 ス トレ ス 期のうち、 基準 日 のデリバ テ イブ取る 引等及び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等に 係 るシナ

IJ オ法 に よる 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保額 が 最大となる三十 日 間  $\mathcal{O}$ 金融 指 標及び その 他 指 [標に基]

であること。

 $\equiv$ デリバティブ 取引等及びレポ 形式 の取引等の時 価 の変動 を反映するために十分な金融指標その他指標

が 含ま れ ていること。

第 項の 定 量的 基準」 とは、 次に 掲げるもの を いう。

4

ストレ スシナリオに基づくデリバティブ 取引等及び レ ポ 形式の取引等 つの時価の の変動を十分に反映して

1 ること。

ストレ スシナリオに基づく時 価 の変動を十分に反映し てい ない デリバティブ取引等及びレポ形式 の取

引 等 に 対 L て は、 保 守 的 な 方 法に ょ り 計 算 が 行 わ れ て 1 ること。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 定 性 菂 基 準 とは、 次に · 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を う。

シ

ナ

Ĵ

オ法による時価変動

時

所要追加担保額

の妥当性が、

継続的に検証されること。

シナリ オ法による時 価変 動 時 所 要 追 加 担 保 額  $\mathcal{O}$ 推 定方 法 12 関 す る内 部  $\mathcal{O}$ 方針、 管理 及 び 手続 を記む 載

た 書 類 が 作 成 され、 それ 5 が 遵守 され る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 手 段 が 講 ľ 5 れ て **,** \ ること。

 $\equiv$ シ ナ IJ 才法 に よる 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額  $\mathcal{O}$ 推 定方法 に 0 1 て原則として一 年に一 口 以上  $\mathcal{O}$ 頻 度

内 部 監 査 が行 われること。

兀 シ ナ IJ 才法 による時 一個変動· 時 所要追. 加担保額 の推 定方法 が 2通常 のリスク管理手続に密接に組 み込まれ

ていること。

# (使用の継続)

九 条 銀 行 が シ ナ IJ Ź 法に よる時 価 変 動 時 所要追. 加 担保 額を用 \ \ る場合には、 第十八 条の資 金流出 額

 $\mathcal{O}$ 計 算 12 お 1 7 継 続 的 12 シ ナ IJ 才 法 に よる 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額 を 使 用することとする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 カン か わ 5 ず、 銀 行 は 合理 的 な 理 由 が 存 在 す る 場 合 に 限 り、 シ ナ IJ 才法 に ょ る 時 価 変 動 時

所要追加担保額の使用を中止することができる。

3 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に カ カン わ 5 ず、 銀 行 は、 前条第三 項 か 5 第五 一項まで の基準を満たさなくなった場合には、

シ ナ IJ 才 法 に ょ る 時 価 変 動 時 所 要 追 加 担 保 額  $\mathcal{O}$ 使 用 を中 止することとする。

(格下げ等に伴う資金流出額)

第 匹 十 条 第三十 兀 [条第三 一号に 掲 げ る 格 下 げ等に に伴う資 金流 出 額」 とは、 格下 げ 時 資 金 流 出 額 に 百 パ ] セ

ントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 格 下 げ 時 資 金 流 出 額 とは、ダウングレ F 1 IJ ガ ] 条項 ( 格 付 機 関 が 銀 行 又 は 連 結 子 法 人

等  $\mathcal{O}$ 債 務 者 信 用 力 格 付 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 基 準 を 引 がき下げ た場 合又 は そ れ 12 準 ず る 事 象 が 発 生 L た 場場 合に、 取 引 相 丰

方 に 対す る 追 加 担 保  $\mathcal{O}$ 差入、 れ そ  $\mathcal{O}$ 他 を行う義 務 を定  $\Diamond$ た条 項 を 7 う。 以下この 項 に お 1 て 同 じ。 が 契約

12  $\mathcal{O}$ 付 格 さ 下 げ れ そ たデリバテ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ ダウン イ ブ 取引 グ レ 等 F 及 び  $\vdash$ レ ポ IJ ガ 形 式 条項  $\mathcal{O}$ 取 に定め 引等そ 0 る 基 他 潍  $\mathcal{O}$ 取  $\mathcal{O}$ 引 変 に 動 0 が 7 あ て、 0 た場 債 湾合に、 務 者信 銀 用 力格 行 又 は 付 連  $\mathcal{O}$ 結 段 子 法 階

人等 が 取 引 相 手 方 に 対 L して支払 わ な け れ ば な 5 な 1 金銭 そ  $\mathcal{O}$ 他こ れ に 準 ず る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 **当** 該 契 約 に 基 づ き

追 加 担 保  $\mathcal{O}$ 差 入 れ が 求  $\Diamond$ 5 れ る場 合 又 は 受 入 担 保 に 対 す る 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等等  $\mathcal{O}$ 再 担 保 権 担 保 とし

て受け 入 れ た資 産 を第三 者 に 担 保とし て 差 L 入れ る 権利をい う。 が 制 限 さ れ る場 合に お け る当 該 担 保  $\mathcal{O}$ 

額を含む。)の合計額をいう。

(担保の価値変動に伴う資金流出額)

第 匹 + 条 第 三十 匹 条 第 兀 뭉 に 掲 げ る 垣担 保  $\mathcal{O}$ 価 値 変 動 に 伴う資 金 流 出 額 とは、 担 保 価 値 変 動 時 資 金 流

出 額 に 百 パ セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金流 出 率 を 乗 じ 7 得 た 額 を 1 う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 担 保 価 値 変 動 時 資 金 流 出 額 とは、 追 加 担 保 提 供 条項 (デリバテ イブ 取 引等 に 関 L て 取 引 相 手

方に

差

L

入

れ

た

担

保

 $\mathcal{O}$ 

価

値

が

減

少し

た

場合に、

取

引

相

手

方

12

. 対 し

て当

該

減

少

分に

相

当す

Ź

担

保

を

追

加

で

差

入 れ る 義 務 を 定 8 た 条 項 を 1 う。 が 契 約 に 付 さ れ たデ IJ バ テ イ ブ 取 引 **等** に 0 *\* \ て、 第 号 12 撂 げ る 額

5 第二号 に 掲 げ る 額 を 差 L 引 7 た ŧ  $\mathcal{O}$ を 取 引 相 手 方  $\mathcal{O}$ 別 (分別管理 ささ れ た勘定 に 対 L て 担 保 を差 し 入 れ

か

7 7 る 取 引 12 0 1 7 は 契約 に基づ き相殺 が 可 能 な 勘 定  $\mathcal{O}$ 別) に合計し た額で、 零を下 回 5 な 1 額  $\mathcal{O}$ 合計

額をいう。

基 準 日 時 点でデリバ テ 1 ブ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 契 約 に基 づ き取 引 相 手 方 に . 対 l て差し 入れることが 定  $\Diamond$ 5 ħ て 7

る 担 保  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 カン 5 基 潍 日 時 点 で 取 引 相 丰 方 に 対 L て 実 際 に 差 L 入 れ て 1 る 担 保  $\mathcal{O}$ う 5 V ベ

ル 1 資 産 12 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 及 び レ ベ ル 1 資 産 に 該 当 Ü な 1 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 12 八 +

パ ] セ ン 1 を乗じて得 た額を差し 引 7 た額 で、 零を下 口 5 な 1 額

基 潍 日 時 点でデリバ テ 1 ブ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 契 約 に . 基 づ き取 引 相 手 方 か 5 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等に差

ことが 定 8 5 n 7 1 る 担 保  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 か 5 基 潍 日 時 点 で 取 引 相 手 方 か 5 実 際 に 受け 入 れ 7 1 る

担 . 保  $\mathcal{O}$ う 5 べ ル 1 資 産 12 該 当す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 及 び レ べ ル 1 資 産 12 該 当し な 1 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 担 保 掛

目 滴 用 額 12 八 + ゚゚゚゚ヽ゚ ] セ ン  $\vdash$ を 乗じ て得た額 を差 し引 1 た 額 で、 零を下 口 5 な 1 額

、超過受入担保に係る資金流出額)

第 匹 十二条 第三十 匝 条 第 五. 号 12 掲 げ る 超 過 受入 担 保 12 係 る資 金 流 出 額」 とは、 超 過 担 保 受入額 に 百 パ

七 ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 額 を 乗 じて 得 た 額 を 1 う。

L

入

れ

る

2 前 項  $\mathcal{O}$ 超 過 担 保受入額」 とは、 基 準 日 時 点で デリバ テ イ ブ 取 引等 及 び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 契 約 に 基

き取 引 相 手 方 カン ら受け 入れて 7 る担 保  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額 か ら、 銀 行 又は 連 結 子 法 人 等 12 対 L 基 潍 日 時 点 で

取 引 相 手 方 が 差 L 入 れ ることが 義 務 づ け 5 れ 7 1 る 部 分 に 相 当す る 額を差 L 引 1 た 額 で、 零を下 回 5 な

額の合計額をいう。

(未提供担保に係る資金流出額)

第 匹 十三条 第三十 应 条 第六号に · 掲 げ る 「未提 供 担 保 に係る資 (金流出) 額」 とは、 未提 供 担 保  $\mathcal{O}$ 額 に 百 パ ] 七

ントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 未 提 供 担 保  $\mathcal{O}$ 額」 لح は、 デ IJ バ テ イ ブ 取 引 等 及 び レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 契 約 に 基 づ き取 引 相 手 方

に 対 7 差 L 入 れ ることが 定 8 5 れ て 1 る 担 保  $\mathcal{O}$ 担 保 掛 目 適 用 額  $\mathcal{O}$ う ち、 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 基 準 H

時点 で 取 引 相 手 方 に 対 L て実 際 に 差 L 入 れ 7 1 な 1 部 分に 相 当 ず る 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 1 う。

(受入担保の差替えに伴う資金流出額

第 匹 + 兀 条 第 三十 匹 条 第 七 号 12 掲 げ る 「 受 入 担 保  $\mathcal{O}$ 差 替え に 伴 う資 金 流 出 額」 とは、 担 · 保 差替 可 能 額 に 百

パ ] セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 を乗 U 7 得 た 額 を 1 う。

前 項  $\mathcal{O}$ 「担保差替 可 能額」 とは、 受入担保差替条項 (取引相手方が、 銀 行 文は 連結子 法 人等

 $\mathcal{O}$ 同

意を得

ることなく、 銀行又は連結子法人等に対して担保として差し入れ た資産を他  $\mathcal{O}$ 資産 に差し替えることが で

きる権 利を定め た条項をいう。 が 契 約に付されたデリバ テ イブ 取引等 及び V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 のうち、 基

準 日 時 点 で 取 引 相 手 方 か 5 実際に受け 入 れ て 1 る担 保 が 次  $\mathcal{O}$ 表  $\bigcirc$ 上 欄 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ 0 て、 カュ 差

え が 可 能 で あ る 資 産 が 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 1 て、 当 該 担 保  $\mathcal{O}$ 時 価 12 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ

る割 合 ( 複 数  $\mathcal{O}$ 割 合が該当する場合には、 当該複数  $\mathcal{O}$ 割合 のうち最も大きな割合とする。) を乗じて得た

額  $\mathcal{O}$ 合計 額をいう。

適格レベル1資産 レベル2A資産	産	十五パーセント
通格レベル1資産 レベル2B資産のうち、	該当するもの	二十五パーセント

三十五パーセント	に該当するもの項第二号から第四号までに掲げるものレベル2B資産のうち、第十一条第一	適格レベル2A資産
十パーセント	項第一号に掲げるものに該当するものレベル2B資産のうち、第十一条第一	適格レベル2A資産
百パーセント	流動資産に該当しない資産	適格レベル1資産
五十パーセント	「 項第二号から第四号までに掲げるもの で、ル2B資産のうち、第十一条第一	適格レベル1資産

適格レベル2A資産	流動資産に該当しない資産	八十五パーセント
適格レベル2B資産のうち、第十一	レベル2B資産のうち、第十一条第一	二十五パーセント
条第一項第一号に掲げるものに該当	項第二号から第四号までに掲げるもの	
するもの	に該当するもの	
するもの条第一項第一号に掲げるものに該当適格レベル2B資産のうち、第十一	流動資産に該当しない資産	七十五パーセント
がるものに該当するもの 条第一項第二号から第四号までに掲 のうち、第十一	流動資産に該当しない資産	五十パーセント
		-

## 第六 節 資金調 達プ 口 グラ A に 係る資金流 出 額

第四 十 五 条 第十 八 条第 五 号に 掲 げ る 資 金 調 達プ 口 グラ ム に 係 る資 金流出 額」 とは、 資 金 調 達 プ 口 グラ L

に基 づく支 払 予 定 額 に 百 パ セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 を 乗 ľ て 得 た 額 を 1

う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 資 金 調 達 プ 口 グラ A に 基づく支払 予 定額」 لح は 銀 行 又 は 銀 行 لح 密 接 な 関係 を有する者 が 才 IJ

ネ タ で あ る仕 組 金 融 商 品 又はこれらの者が 発行 す る仕 組 金 融 商 品 か ら生じる金銭  $\mathcal{O}$ 支払 のうち、 次

に定める る t  $\mathcal{O}$ 0 合計 額 を 1 う。

基 準 日 か ら三十 日 を経り 過 す る日 ま で 0) 間 に 行 わ れ る 元 本 及 び 利 息  $\mathcal{O}$ 支 払 負 債 性 有 価 証 券 か 5 生じ

ŧ  $\mathcal{O}$ を 除  $\mathcal{O}$ 合 計 額

銀 行 又 は 連 結 子 法 人等が、 当該 仕 組 金 融 商 品 に係 る特別 別 目的 事 業体 に 対 当 該 仕 組 金 融 商 品  $\mathcal{O}$ 原 資

産  $\mathcal{O}$ 買 取 ŋ 又 は 当 該 仕 組 金 融 商 品 12 関 連 L た資 金  $\mathcal{O}$ 供 与 (ファシ リテ 1 に 該当す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ を除 を行

うことが契約 に 定  $\Diamond$ 5 ħ て *\* \ る場合に は、 当該 買 取 り が 見込ま れ る額 又は貸与すべ き資 金  $\mathcal{O}$ 額

## 第七節 与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

(与信・流動性ファシリティに係る資金流出額)

第四 + -六 条 第十八条第六号に 掲 げ る 与 信 • 流 動 性 フ ア シ リテ イ に係る資 金流 出 額」 とは、 与 信 ファシリ

テ 1 に 係 るファシ リテ 1 未 使 用 枠  $\mathcal{O}$ 額 及 CK 流 動 性 フ ア シ リテ 1 に 係 るファ シリテ 1 未使 用 枠  $\mathcal{O}$ 額 12 次 条 に

定 め る資 金 流 出 率 -を乗 Ü て得 た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 11 う。

2 銀 行 は 次の各号に掲げる場合に応じ、 前 項  $\mathcal{O}$ フ アシリテ ィ未使用枠の額から当該各号に規定する流

資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が フ ア シ リテ 1 未 使 用 枠  $\mathcal{O}$ 担 保 とし て 取 引 相 手 方 か ら流 動 資 産 (当 該 取 引 相 手

方  $\mathcal{O}$ 発 行す る 債 券そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 時 価 と当 該 取 引 相 手 方が フ ア シ リテ 1 に 基 づ き信 用 供 与 を受け る 可 能 性

 $\mathcal{O}$ 間 に 過 度  $\mathcal{O}$ 相 関 関 係 が あ ると認 8 5 れ る も の を除 **\bar{\circ}** 次号にお , \ 、 て 同 ľ を受け 人 ħ てお ŋ, か 0

、基準日時点において実際に保有している場合

取 引 相 手 方 が フ ア シ リテ 1 12 基 づ き金箔 銭 を借 り 入 れ る場合に、 当 該 取 引 相 手 方 が 銀 行 |文は連 結子 法 人

等に対して流動資産を担保として差し入れる義務を負う場合

動

(ファシリティ未使用枠に係る資金流出率)

第四十七条 前 条 第 項 の与信ファシリティに係るファシリテ イ未使用枠の資金流出率は、 次の各号に掲げ

る取引相手方の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 個人及び中小企業等 五パーセント

事業法 人等 中 小 企 業等 に 該当す る者を除く。 中央政 府、 中 央銀行等、 中 央政府以外の公共部門

及び国際開発銀行 十パーセント

三 金融機関等 四十パーセント

兀 前三号 に 撂 げ る Ł  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 取 引 相 手 方 百 パ 1 セ ント

2 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 流 動 性 フ ア シ リテ 1 に 係る フ アシリテ イ 未 使用 枠  $\mathcal{O}$ 資 金流 出 率 は、 次の各号に掲げ る取引

相手方の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 個人及び中小企業等 五パーセント

事 業法 人等 中 小 企 業等 に 該当する者を除く。 中央政 府、 中 -央銀 行等、 中 ·央政· 府以外  $\mathcal{O}$ 公共部門 門

及び国際開発銀行 三十パーセント

 $\equiv$ 健 全 性 監督 対 象  $\mathcal{O}$ 金 融 機 関 等 兀 + . パ ] セ ント

几 前三 号に掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 取 引 相 手 方 百 パ ] セ

3

前 二項  $\mathcal{O}$ 規定 12 か か わ らず、 ファン ド 特 別 目 的 事 業 体 及 び 銀 行 又は 連 結子 法 人等 O資 金 調 達 に

用

7

5

れ る 事 業 体 に 対 L て 供 与 され たファシ リテ 1 に 係 る フ ア シ リテ イ 未 使 用 枠  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 は 百 パ セ ント

とする。

第八節 資金提供義務に基づく資金流 出 額

第四 十 八 条 第十 八 八条第七 号に 撂 げげ る 資 金 提 供 義 務 に基づく資 金流 出 [額 とは、 資 金提供 義務に基づく所

要貸 出 額 に 百 パ セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 を乗 じ て 得 た 額 を 1 う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 資 金 提 供 義 務 に 基 づ < 所 要貸出 額 لح は、 次に 定 8 る 額 を 1 う。

銀 行 又は連 結子 法 人等が 基 準 白 か ら三十日 [を経] 過す Ź 日 ま で 0) 間 に、 金 融 機関等との間  $\mathcal{O}$ 契 約 に基

き当 該 金 融 機 関 等 に 対 して貸 し付 け る義 務 を負う金 銭  $\mathcal{O}$ 額 前 各 節 に定 8 る £  $\mathcal{O}$ を除  $\mathcal{O}$ 合計 額

銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 基 準 日 か ら三十 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に、 金 融 機 関 等 以 外  $\mathcal{O}$ 者 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 契

約 に 基 づ き当 該 路者に 対 して 貸 L 付 け る義 務 を負 う 金 銭  $\mathcal{O}$ 額 (前 各 節 に定  $\Diamond$ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除り  $\mathcal{O}$ 合 計 額 カン

5 当該 者 か ら受け 入れる 金 銭  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合 計 類に五・ 十パー セントを乗じて得た額の合計額を減じ た額 (当

該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

第九節 偶発事象に係る資金流出額

(偶発事象に係る資金流出額)

第 四 + 九 条 第十 八 条第 八 号に 掲 げ る 偶 発 事 象 に 係 る資 金流 出 額」 とは、 次に 掲げ るもの の合計 額をいう。

流 動 性 ス } レ ス 時 に 取 消 可 能な フ アシ リテ 1 に 係 る資金流 出 額

二 信用保証に係る偶発的な資金流出額

 $\equiv$ 顧 客  $\mathcal{O}$ シ 彐 1 1 ポ ジ シ 日 ン に 係 る資 金 流 出 額

四 その他偶発事象に係る資金流出額

流 動 性 ス 1 ス 時 に 取 消 可 能 なフ ア シ リテ 1 12 係る資金流 出 額

第 五. + 条 前 条 第 号に 掲 げ る 流 動 性 ス } V ス 時 に 取 消 可 能 なファ シリテ 1 に 係 る資 金 流 出 額」 とは、 銀

行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 契 約 に 基 づ き行うフ ア シ リテ 1 (流 動 性 ス 1 レ ス 時 に 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 取 消

可 能 な ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 のうち、 次の各号に · 掲 げ Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に係 るファシ リテ イ 未 使 用 枠  $\mathcal{O}$ 額 に、 当該 各号に定

8 る資 金 流 出率 -を乗じ て得た額  $\mathcal{O}$ 合計 額を *(* ) · う。

取 引 相 手方 が 信用: 供与を受け る際に銀 行 又は連結子法人等に対する事 , 前  $\mathcal{O}$ 通 知 が 必要なもの

セ ント

前 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 三パ ] セ ント

2

前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 銀 行 は 前項 第 号 に 撂 げ る ŧ Oに 0 *( )* て、 過 去  $\mathcal{O}$ 流 動 性 ス 1 レ ス 期 に お け

る資 金 流 出  $\mathcal{O}$ 割 合  $\mathcal{O}$ 実 績 が 同 号に定め る値 を上回る場合には、 当該 実績に基づき、 同号に定め る値 を上 口

る資 金 流 出 率 を設定することとする。

信 用 保 証 に 係 る 偶 発 的 な資 金 流 出 額

第 五. + <del>\_\_</del> 条 第四 + 九 条 第 二号 に 掲 げ る 「信 用 保 証 に 係 る 偶 発 的 な 資 金 流 出 額」 とは、 銀 行 又 は 連 結 子 法 人

等が 契 約 に 基づき行う信用 保 証 自 己 資 本 比 率 告示第七 十八条第 項  $\mathcal{O}$ 表 <del>一</del> . の 項 に 規 定 する短 期 か 0 流

動 性  $\mathcal{O}$ 高 1 貿易 関 連 偶 発 債 務 同 表 五. +  $\mathcal{O}$ 項 に 規定 する特 定  $\mathcal{O}$ 取 引 に 係 る 偶 発 債 務 及 び 同 表 百  $\mathcal{O}$ 項 E 規 定

す á 信 用 供 与 12 直 接 的 12 代 替 す る 偶 発 債 務 般 的 な 債 務  $\mathcal{O}$ 保 証 に 該 当す Ź £  $\mathcal{O}$ に 限 る。 をいう。 に

相当す ろ ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 にニパ ] セ ン }  $\mathcal{O}$ 資 金 流 出 率 を 乗じて 得 た額 を *(* \ う。

顧 客  $\mathcal{O}$ シ 日 ] 1 ポ ジ シ 彐 ンに 係 る資 金 流 出 額

第 五 第四 十九条第三号に 掲げ Ź 「顧 客  $\mathcal{O}$ シ 日 1 ポ ジシ 日 ンに係る資金流出 額」 とは、 取 引 相 手

方 か 5 担 保 又は 受入資産として受け 入 れ た 有 価 証 券 ( 流 動 資 産 に 該 当す る 有 価 証 券 を除っ <\_ を、 銀 行 又

は 連 結 子 法 人等 が 行うプライ 7 ブ 口 力 V ツ ジ 業 務  $\mathcal{O}$ 相 手 方  $\mathcal{O}$ シ 彐 1 ポ ジ シ 彐 ン を 充 足 す る た  $\Diamond$ 

V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取引 等 に 基 づ 7 て 差 し 入 れ てい る場合 に、 当 該 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 に 基づ 7 て受け 入れ た 金 銭  $\mathcal{O}$ 

額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 に五 十 パ ] セ ン <u>۱</u> 0 資 金流 出率 を乗じて得 た額を う。

(その他偶発事象に係る資金流出額)

第 五. 十三 条 第 兀 + 九 条 第 兀 号 に 撂 げ る 「そ  $\mathcal{O}$ 他 偶 発 事 象 に 係 る資 金 流 出 額 とは、 偶 発 的 な 金 銭 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

支払 **(前** 条 に 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 次 項 12 お 1 7 「そ  $\mathcal{O}$ 他 主 要 な 偶 発 事 象」 کے う。 で あ 0

て、 基 準 日 カ ら三十月 を経過 する日 ま での 間 に 生じると見込まれ るもの 0) 額 (次項 E お 1 て 個 别 偶 発 事

象に 係 る 資 金 流 出 額」 という。  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 1 う。

2 お け 銀 る 行 区 は 一分を踏り そ  $\mathcal{O}$ まえ、 他 主要 な そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 偶 他 発 事 主 要 象 な 12 偶 係 る資 発 事 象 金 流  $\mathcal{O}$ 分 出 類 額 毎  $\mathcal{O}$ に 計 個 算 别 に 偶 お 発 1 て、 事 象 銀 に 係 行 る  $\mathcal{O}$ 資 流 金 動 流 性 出 に 係 額 を るリ 設 定することと Ź ク  $\mathcal{O}$ 管 理 に

する。

第十節 その他資金流出額

(その他資金流出額)

第 五. 十 兀 条 第十 八条第一 九 パ号に掲げ げる 「その 他 資 金 流 出 額」 とは、 次に 掲げ るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合計 額 を . う。

約 定 未 受渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券購 入 に係 る資 金 流 出 額

二 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額

三 金利及び手数料等の支払に係る資金流出額

兀 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 借 入に 係 る資 金 流 出 額

五 配当の支払に係る資金流出額

六 その他契約に基づく資金流出額

(約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額)

第 五 + 五. 条 前 条 第 号 12 · 掲 げ る 「 約 定 未受渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 購 入 に 係 る資 金流 出 額」 とは、 基 準 日 時 点に お 7

て 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等 が 契 約 を締 結 して お り、 カン つ、 受渡 しが 完了し て 1 な 1 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 購 入 基 準

日

か ら三十 日 を経 温する 日 にまで  $\mathcal{O}$ 間 に お 7 て受渡し が完了する もの に 限る。 に 基 づ 1 7 銀 行 文は 連 注結子: 法

人等 が 基準 日 か ら三十 日 を経 過 する 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に支払を行う金銭  $\mathcal{O}$ 額 に、 約定未受渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 購 入 に 係

る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 購 入 に 係 る 資 金 流 出 率 は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に掲げ る区 一分に・ 応じ、 当 該 各号 に · 定

る値とする。

流 動 資 産 (受渡し完了後に運 用 上 一の要件、 を満たすと見込まれるものに限る。 0 購 入 零パ ーセ

有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 購 入 ( 前 号に 掲 げる ŧ のを除く。) 百 パ セ

約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 に 係 る資 金 流 出 額

第 五 + 六 条 第 五 + 兀 条 第 二号 に 掲 げ る 「約 定 未受 渡  $\mathcal{O}$ レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 に 係 る資 金 流 出 額」 とは、 基 準 H

時 点 に お 1 7 銀 行 又 は 連 結子 法 人等 が 契 約 を締 結 L て お り、 か つ、 受渡 しが完了 L 7 1 な 1 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取

引等 又 は 中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達 基 準 日 か ら三十 日 を経 過 す る 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 弁 済 期 が 到 来 L な いことが

契約 12 お 1 7 定 8 5 n て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 に 基 づ 1 7 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 基 準 日 カン ら三十 日 を 経 渦

する 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 差 L 入 れ る 金 銭  $\mathcal{O}$ 額 に、 約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 に 係 る資 金流 出率 -を乗 U -得 た

額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を ζ`\ · う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 約 定 未受渡  $\mathcal{O}$ レ ポ 形 式 0 取 引等に係る資金流出率は、 次の各号に掲げる受入資産 の区分に応じ、

当 該 各号 に 定 8 る 値とす

V べ ル 1 資 産 零 パ セ ン 1

レ ベ ル 2 A 資 産 + 五 パ ] セ ン  $\vdash$ 

 $\equiv$ レ ベ ル 2 В 資 産 に 該 当す る住 宅 口 ン 担 保証 券 二 十 五

パ

]

セ

ント

兀 レ ベ ル 2 В 資 産 ( 前 号に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除り ر ا ا 五十パ ] セ ン  $\vdash$ 

五. 有 価 証 券 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 資 産 ( 前 各号 に 掲げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 百 パ 1 セ ント

金 利 及 び 手 数 料 等  $\mathcal{O}$ 支 払 に 係 る資 金 流 出 額

第 五 + 七 条 第 五. + 应 条 第三号に · 掲 げ る 「 金 利 及び 手数料等の支払に係る資金流出 額」 とは、 銀 行 又は連結

子 法 人等 が 行 0 7 1 る 取 引 か 5 発生す る 金 利 及び 手 数 料 又 はこれ 5 に 準ず る金銭 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 支 払 で あっ

基 準 日 か 5 三十 日 を経 過 ず る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 発 生 す る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 に、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲げ る支払  $\mathcal{O}$ 区 分に応じ、 当

1

う。

該 各 号 に 定  $\Diamond$ る 資 金流 出 率 を 乗 心じて 襣 た 額  $\mathcal{O}$ 合計 額 を

リテ ル 預 金、 中 小 企業等 7預金 リテ ] ル 負 債 性 有 価 証 券及 び ホ ル セ ] ル 無 担 保 資 金 調 達 等  $\dot{O}$ 

預 金等 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ 第二 節 及 び 第三 節 に 定  $\Diamond$ る当該 預 金等 又 には 負 債 性 有 価 証 券 に 係 る資 金流 出 率

前 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 百 パ ] セ ント

無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 借 入 12 係 る 資 金 流 出 額

第 五 + 八 条 第 五. +兀 条 第 兀 号 に 掲 げ る 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 借 入 に 係 る 資 金 流 出 額 لح は 銀 行 又 は 連

結

子

法 人 等 が 無担 保 で 借 り 入 れ 7 1 る有 価 証 券  $\mathcal{O}$ う ち、 基 準 日 カ ら三十 日 を経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 決 済 期 が 到

来す る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 に、 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 借 入 に 係 る 資 金 流 出 率 を乗じて 得 た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 1 う。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 借 入 に 係 る 資 金 流 出 率 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号に 掲 げ る 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 区 分 に · 応じ、 当該 各号

に定める値とする。

力 バ F • シ 日 1 ポ ジ シ 日 ン に お 1 7 用 1 5 れてい るも  $\mathcal{O}$ 百パ ] セ ント

前 号 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 零 パ ] セ ン 1

(配当の支払に係る資金流出額)

第 五 + 九 条 第 五 + 几 条 第 五 号 に 掲 げ る 配配 当  $\mathcal{O}$ 支 払 に 係 る資 金 流 出 額」 とは、 銀 行 又 は 連 結 子 法 人等 に ょ

る 配当又はこれ に準ずる金銭その他 の支払であって、 基準 日 から三十日を経過する日までの間 に生じるも

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 の合計額に百パー セントの資金流出率を乗じて得た額を . う。

(その他契約に基づく資金流出額)

第六十条 第 五. + 兀 「条第六<sub>1</sub> 一号に 掲 げ る 「その 他 契 約 に 基づ く資 金流 出 額 とは、 契約 に . 基 づく金銭 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 

支払であっ て、 基 準 日 から三十 日 を 経 過す る 日 「ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 発生するもののうち、 銀 行 のリ ス ク 管 理 上 重 要

なもの (次項において 「その他契約に基づく主要な資金流出項目」という。)  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合計 語額に百 パ ] セ

1  $\mathcal{O}$ 資 金流 出率 を乗じて得た額 第 十八条第 一号か ら第八号まで及び第五十四 1条第 号か 5 第五号までに

掲げるものに係るものを除く。)をいう。

2 銀 行 は 銀行  $\mathcal{O}$ 流 動 性 リス クの 管 理 上の 重 要性を踏まえ、 その 他契約に基づく主要な資金流 出 項目を設

定することとする。

第六章 資金流入

第一節 資金流入額

第六十一 条 資金 流 入 額 は、 次に 掲げる額を合計することにより算出する。

- 有担保資金運用等に係る資金流入額
- 二 貸付金等の回収に係る資金流入額
- 三 有価証券償還に係る資金流入額
- 兀 デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 等 に 係 る 資 金 流 入 額

五 その他資金流入額

第二節 有担保資金運用等に係る資金流入額

(有担保資金運用等に係る資金流入額)

第六十二条 前 条 第 号 に 掲 げ る 有 担 保 資 金 運 用 等 に 係 る 資 金流 入 額 کے は、 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 現

に で 行  $\mathcal{O}$ 間 0 に て 弁 1 済 る 期 V が ポ 到 形 来 式 す  $\mathcal{O}$ る 取 ŧ 引 等  $\mathcal{O}$ に 又 限 は る。 中 央 銀 次 項 行 に 有 お 担 保 1 7 資 同 金 調 達 (1) に ず お れ 1 7 ŧ 取 基 引 潍 相 日 手 か 方 5 に + 差 L 日 入 を ħ 経 7 過 す 1 る る 金 日 銭 ま

 $\mathcal{O}$ 額 余 使 用  $\mathcal{O}$ 担 保 及 び 借 入 枠 を除 < に 次 条 第 項 及 び 第二 項 に 規 定 す る 有 担 保 資 金 運 用 等 に 係 る

金 流 入 率 を 乗 Ü 7 得 た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 に 担 保交換 に 係 る 資 金 流 入 額 を 加 え た 額 を 1 う。

前 項  $\mathcal{O}$ 担 保 交 換換 に 係 る 資 金 流 入 額 とは、 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達  $\mathcal{O}$ う 5 担 保

2

交換に該当するものについて、 それぞれの 取引について第一号に掲げ る額から第二号に掲げる額を減じて

得た額 (当該! 額 が零を下回る場合は、 零とする。) 0 合計 額を いう。

銀 行 又 は連結子法 人等が 取 引相 手 方か 5 有価 証 券を受け入れ、 当 該 取 引 相手方に金銭を差し 入れるレ

ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 又 は 中 央 銀 行 有担 保 資 金 調 達 が 行 わ れ る ŧ  $\overline{\mathcal{O}}$ とみ なして、 当 該 金 銭  $\mathcal{O}$ 額 12 次 条 第 項  $\mathcal{O}$ 

有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額

銀 行 文は 連 注結子法· 人等が 取 引相 手方に 有 価 証 券を差し入れ、 当該取引相手方から金銭を受け入れるレ

形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等又は・ 中 央銀 行 有担 保 資 金 調 達 が 行 わ れ る ものとみなして、 当該 金 銭  $\mathcal{O}$ 額に第三十三条  $\mathcal{O}$ 

有 担 保 資 金 調 達 等 に 係 る資 金 流 出 率 を乗 Ü て得 た 額 ポ

(有担保資金運用等に係る資金流入率)

第六十三条 有担 保資 金 運 用等に係る資金流入率は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める値と

する。

受入資 産 が レ べ ル 1 資 産 で あ る ŧ O零 パ ] セ ント

受入資産が レ べ ル 2 A 資 産 であり る ŧ  $\mathcal{O}$ + 五 パ ] セ ント

三 受入資 産 が レ べ ル 2 В 資 産 に該当する住 宅口 ] ン 担 · 保 証 券であるもの 二十五 パ ] セ

兀 受入資 産が レ べ ル 2 В 資 産 **(前** 号 0 規定に該当するも  $\mathcal{O}$ を除く。) であるも  $\mathcal{O}$ 五. 十パ ] セ

五. 受入 資 産 が 有 価 証 券そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 資 産 ( 前 各号 O規 定に 該当するも <u>0</u> を除る < )であるも  $\mathcal{O}$ (次号に 掲 げ

るものを除く。) 百パーセント

六 適 格 流 動 資 産 以 外  $\mathcal{O}$ 資 産 を 担 保 とするマ ジ ン貸出に 該当する ŧ 0 五. + パ 1

セ

ン

<u>۱</u>

前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 力 バ ] ド シ 日 1 ポジシ 彐 ンに お į, 、 て 用 **(** ) られ て *\*\ るレ ポ 形式 0 取引等

、係る資金流入率は、零パーセントとする。

12

2

第三節 貸付金等の回収に係る資金流入額

(貸付金等の回収に係る資金流入額)

第六十 匝 条 第六 十一条 第二号に 掲げる 「貸付・ 金等  $\mathcal{O}$ 口 収 に係る資金流 入額」 とは、 貸付金等回 収 額 E 貸付

金 等 口 収 額 に 係 る資 金 流 入 率 を乗じて 得た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を う。

2

され 前 る見込みが 項  $\mathcal{O}$ 貸 付 十分に 金 等 口 高 収 額」 1 と とは、 認  $\Diamond$ 5 れ 銀 る 行 ŧ 又 は  $\mathcal{O}$ に 連 結 限 り、 子 法 IJ 人 ボ 等 ル  $\mathcal{O}$ ピ 取 ング 引 相 形 手 式 方  $\mathcal{O}$ 12 対 ŧ す  $\mathcal{O}$ る貸 及び 弁済 付 金 日 債 が 権 定 全  $\Diamond$ 5 額 が れ 7 弁 済 1

な 1 ŧ 0 を除く。  $\mathcal{O}$ 元 本  $\mathcal{O}$ 額 及 び 取 引 相 手 方 に 対す Ź 預け 金 ( 第 九 条第 項第二号に 掲 げ Ś ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 当

該 取 引 相 手 方にとって オペ レ シ 日 ナ ル 預 金に相当す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ を除く。  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ うち、 当 該 取 引 相 手 方 が 契

約 に 基 一づき 基 準 日 カン ら三十二 日 を 経 過す る日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 弁 済することが . 義 務 づ け 5 れ 7 1 る 部 分  $\mathcal{O}$ 額 を いう。

(貸付金等回収額に係る資金流入率)

第六 + 五. 条 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 貸 付 金 等 口 収 額 に 係 る資 金流 入率 は、 次の 各号に掲げる取引相手 方の区分に応じ

当該各号に定める値とする。

一 中央銀行等又は金融機関等 百パーセント

前 号 に 掲 げ る 取 引 相 手 方 以 外  $\mathcal{O}$ 者 五. + パ ] セ  $\vdash$ 

第 匝 節 有 価 証 券 償 還 に 係 る 資 金流 入 額

第六十 六 条 第六 十 一 条 第三号 に 掲 げげ る 有 価 証 券償 還に 係 る資金流 入額」 とは、 銀 行 又は 連 結 子 法 人等が

保 有 す る 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 償 還 金 額  $\mathcal{O}$ うち、 そ  $\mathcal{O}$ 契 約 12 従 1 基 潍 日 か ら三十 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 引 相 丰

方 が 弁 済 す ることが 義 務 づ ゖ 5 れ て *\* \ る部 分  $\mathcal{O}$ 額 に、 有 価 証 券償 還 に 係 る 資 金流 入 率 を乗じ 7 得 た 額  $\mathcal{O}$ 合

計額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券償 還 に係る資金流 入率は、 次の各号に掲げる有価 証券の区分に応じ、 当該各号に定める

値とする。

一 適格流動資産 零パーセント

前 号に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 百 パ ] セ ン 1

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流入額

第六十七条 第六十一条第四号に掲げる 「デリバティ ブ取引等に係る資金流入額」 とは、 基準 目から三十日

を経 過す る日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 にデリバ テ イブ 取引等  $\mathcal{O}$ 契約 か ら予想される資 金流 入 額 に 百 パ 1 セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金流 入

率を乗じて得た額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 基 準 日 から三十月 を経過す る日 ま での 間 にデリバティ ブ 取 引等  $\mathcal{O}$ 契 約 か 5 予 想される る資 金流入

額」 とは、 デリバ テ イ ブ 取 引等  $\mathcal{O}$ 別 に 第三十五条第二項から第四項 までの規定により計算 した額のうち、

零を超えないものの額の絶対値の合計額をいう。

## 第六節 その他資金流入額

## (その他資金流入額)

第六十八 条 第六 十一条 第五号に 掲 げ る 「そ  $\mathcal{O}$ 他 資 金 流 入 額」 とは、 次に 掲 げ る 額  $\mathcal{O}$ 合計 額 を V . う。

- 約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 売 却 に 係 る 資 金 流 入 額
- 約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引 等 に 係 る 資 金 流 入 額
- $\equiv$ 金 利 配 当 及 び 手 数 料等  $\mathcal{O}$ 受取 に 保る資 金 流 入 額
- 兀 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 貸 出に 係 る資 金 流 入 額
- 五 その他契約に基づく資金流入額

約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 売 却 に 係 る 資 金流 入 額

第 六十 九 条 前 条 第 号 に 掲 げ る 「約 定 未受渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 売 却 に 係 る資 金流 入 額 کے は、 基 準 日 時 点に お 1

7 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 契 約 を締 結 して お り、 か つ、 受渡 L が 完了 L 7 1 な 1 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 売 却 基 準 日

か ら三十 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お 1 て受 渡 L が 完 了 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 に 基 づ 1 7 銀 行 又 は 連 結 子 法

人等 が 基 準 日 か ら三十 日 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 12 受 け 入 れ る 金 銭  $\mathcal{O}$ 額 に、 約 定 未 受 渡  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 売 却 に 係

る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 約 定未受渡の 有 価 証 券売却 に係る資金流入率 は、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該

各号に定める値とする。

一 適格流動資産 零パーセント

一、道林沙重資産・零ノーサント

一 有価証券(前号に掲げるものを除く。) 百パーセ

約 定未受渡 0 レ ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等に係 る資金流 入 額

第七十条 第六十八条第二 一号に日 掲 げげ る 約定· 未受渡  $\mathcal{O}$ V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等に係る資 金流 入額」 とは、 基 準 日 時

点に お 1 7 銀 行 又 は 連 結 子 法 人 等 が 契 約 を 締 結 L て お り、 か つ、 受渡 L が 完了 L て 11 な 1 V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引

等 又 は 中 央 銀 行 有 担 保 資 金調 達 (そ れ ぞれ 基 準 日 か ら三十 日 を経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 弁 済 期 が 到 来 L な 1

を経 ことが契約 過するこ 日 12 ま お で 7) て定  $\mathcal{O}$ 間 に受け 8) られ 入れ てい る る 金 ŧ 銭 <u>0</u> に限  $\mathcal{O}$ 額 に、 る。 約 定 に 基づい 未受渡 て銀  $\mathcal{O}$ レ ポ 行 又は 形 式 連  $\mathcal{O}$ 結子 取 引等 法 12 人 係 等が る資 基 金 準 流 日 か 入率を乗じ ら三十

て得た額の合計額をいう。

2

前 項  $\mathcal{O}$ 約 定 未 受渡  $\mathcal{O}$ V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等に係 る資 金流 入率 は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲げ る差入資 産  $\mathcal{O}$ 区 分に 応じ、

当該各号に定める値とする。

一 レベル1資産 零パーセント

二 レベル2A資産 十五パーセント

三 レ べ ル 2 В 資 産 に 該 当す る 住 宅 口 ン 担 保証 券 二十五 パ 1 七

兀 レ ベ ル 2 В 資 産 (前号に該当するものを除く。 五. 十パ ]

セ

ント

五 有価証券その他の資産 百パーセント

3

前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 第 項  $\mathcal{O}$ レ ポ 形 式 0 取 引等又は中 央銀行有担 保資 金調達であって、 第三十二

条第 項  $\mathcal{O}$ V ポ 形 式  $\mathcal{O}$ 取 引等 又 は 中 央 銀 行 有 担 保 資 金 調 達  $\mathcal{O}$ 再 契 約 に 相 当 ず Ź Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 資 金 流 入率 に つい 7

は、 第三十三条  $\mathcal{O}$ 規定 を準 用 す Ź. ک  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 7 て、 同 条中 有 担 保 資 金 調 達 等 に 係 る資 金流 出 率 لح

あるのは 「約定未受渡の レ ポ 形式  $\mathcal{O}$ 取 引等 に係る資金流入率」と、 「行われている」 とあるのは 「契約 を

締結している」と読み替えるものとする。

金 利、 配 当及 び手 数 料 等  $\mathcal{O}$ 受取 に 係 る資 金 流 入 額

第七十一 条 第六 十八条第三号に · 掲 げ Ź 「 金 利、 配当 及 び 手数料等 の受取 に係る資金流 入額」 とは、 銀行 又

は 連 結 子 法 人等 が 行 0 7 1 る 取 引から 発生する うる金利、 配当及 び 手数料そ  $\mathcal{O}$ 他これ 5 に 準ず る金銭 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

受取 であ 0 て、 基 準 日 か ら三十二 白 を経 過す Ź 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 発生す るも 0  $\mathcal{O}$ 額 E 百 パ セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金 流 入 率

を乗じて得た額の合計額をいう。

無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券貸 出 12 · 係 る資 金 流 入 額

第七十二条 第六 + 人 条 第 匹 号 に 撂 げ る 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 一券貸 は出に係 る資 金流 入額」 とは 銀 行 又 は 連 結 子

法 人等 が 無担 保 で 行 0 7 1 る 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 貸 出 のうち、 基 準 日 から三十月 を経 過する日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 決済 期 が

到 来す る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 時 価 12 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券貸 出 に 係 る資 金流 入率 を乗じ て得 た 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 7

2 前 項  $\mathcal{O}$ 無 担 保  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券貸 出 に 係 る 資 金 流 入率 は 次  $\mathcal{O}$ 各号に関 掲 げ る 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応じ、 当 該 各号

に定める値とする。

レ ベ ル 1 資 産 (受渡し完了後に 運 用 上 の要件を満たすと見込まれるもの に 限 る。 百 パ 七 1

V べ ル 2 Α 資 産 (受渡) し完了後 に 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要件 を満たすと見込ま れ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 八 + 五 パ ] セ

ント

三 V べ ル 2 В 資産 に該当する住宅 口 ン 担保証券 (受渡 し完了な 後 に 運 用 上  $\mathcal{O}$ 要件 -を満 たすと見込ま れ る

ものに限る。) 七十五パーセント

兀 V ベ ル 2 В 資産 (前号に掲げる ŧ 0 を除き、 受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるも  $\mathcal{O}$ 

に限る。) 五十パーセント

五 前 各号に掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ 有 価 証 券 零 パ ] セ

ント

(その他契約に基づく資金流入額)

第七十三条 第六十八条第五号に掲げる 「その他契約 に基づく資金流 入額」 とは、 契約に基 づく金銭その 他

の受取であって、 基準 日 から三十日を経過す る日ま での 間 に 発生するも  $\mathcal{O}$ のうち、 銀 行  $\mathcal{O}$ 流 動 性 IJ Ź ク  $\mathcal{O}$ 

管 理 上 重 要な ₽  $\mathcal{O}$ 次 項 及び 第三項 に お 1 て 「その 他 契約 に 基づく主要な 資 金流 入 項 Í とい う。  $\mathcal{O}$ 額

 $\mathcal{O}$ 合計 額 E 百 パ Ì セ ン 1  $\mathcal{O}$ 資 金流 入 率 を乗じ て得 た 額 (第六十一 条第一 号から第四号まで 及び 第六十八条

第 号 から第四号までに掲げるものに係るものを除く。) を いう。

2 銀 行 は 銀 行  $\mathcal{O}$ 流 動 性 リス クの 管 理 上  $\mathcal{O}$ 重 要性 を踏まえ、 その 他 契約 に基づく主要な資 金流 入項 目を設

定することとする。

3

前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に かか わ らず、 銀行は、 次に掲げるも のをその 他契約 に基づく主要な資金流 入項目に含めな

いものとする。

取引相手方に対する預け金のうち、 当該取引相手方にとってオペレーショナル預金に相当するものか

ら生じる金銭その他の受取

銀 行 又 は 連 結 子 法 人等が 保有するファシリティに基づいて引き出すことが 可能な金銭

附 則

(適用時期)

第一 条 この告示は、 平成二十七年三月三十一日から適用する。

(最低水準に係る経過措置)

第二条 第二 条 (第八条 に おい て読み替えて準 用する場合を含む。) 中 「百パーセント」 とあるの は、 平 成

二十七年三月三十一日から同年十二月三十一日までの間は、「六十パーセント」とし、 平成二十八年一月

日 から 同年十二月三十一日までの 間 は、 「七十パーセント」とし、平成二十九年一 月一日 か ら同 年 + =

月三十一 日ま で  $\mathcal{O}$ 間 は、 「八十パーセント」とし、 平成三十年一月一 日 か ら同年十二月三十一 日までの間

は、「九十パーセント」とする。